

会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 平成26年11月27日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 5番 諸橋太一郎君
- 6番 宮崎智君
- 7番 杉森弘之君
- 8番 須藤京子君
- 9番 黒木のぶ子君
- 10番 村松昇平君
- 11番 市川圭一君
- 12番 山越守君
- 14番 小松崎伸君
- 15番 遠藤憲子君
- 16番 鈴木かずみ君
- 17番 利根川英雄君
- 18番 板倉香君
- 19番 柳井哲也君
- 20番 中根利兵衛君
- 21番 石原幸雄君
- 22番 板倉宏君

1. 欠席議員 1名

- 13番 田中道治君

1. 出席説明員

市 長	池 邊 勝 幸 君
副 市 長	野 口 憲 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	川 上 秀 知 君
総 務 部 長	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環 境 部 長	八 島 敏 君
経 済 部 長	坂 本 光 男 君
建 設 部 長	山 岡 康 秀 君
教 育 部 長	吉 田 次 男 君
会計管理者 職務代理者	大和田 伸 一 君
監 査 委 員 事 務 局 長	土 井 清 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 政策秘書課長	吉 川 修 貴 君
総 務 部 次 長	藤 田 聡 君
市民部次長兼 市民活動課長	岡 見 清 君
保健福祉部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環境部次長兼 環境政策課長	梶 由紀夫 君
経済部次長兼 農業政策課長	飯 泉 栄 次 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 道路維持課長	太 田 健 二 君
教育委員会次長	中 澤 勇 仁 君
教育委員会次長	川 井 聡 君

全 参 事

1. 議会事務局出席者

事務局 長 滝 本 仁 君

書 記 中 根 敏 美 君

書 記 飯 田 晴 男 君

平成26年第4回牛久市議会定例会

議事日程第3号

平成26年11月27日(木) 午前10時開議

日程第 1. 一般質問

午前10時00分開議

○議長(山越 守君) おはようございます。

13番田中道治君より欠席の届け出がありました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○議長(山越 守君) 初めに、8番須藤京子君。

[8番須藤京子君登壇]

○8番(須藤京子君) おはようございます。

市民クラブの須藤京子です。

通告に従いまして、一問一答方式で質問してまいります。

まず、初めは牛久駅西側地区整備計画についてでございます。

牛久駅西側地区では、池邊市長のお膝元の田宮町地内で道路整備が進められ、雨水排水事業も調整池を中心に整備が進みつつあります。

昨年11月には、うしくNEWSで「牛久駅西側地域でまちの“ビフォーアフター”ははじめます」とのタイトルで、検討中の整備計画が示されました。これはホームページからダウンロードしたものですけれども、カラー刷りできれいな計画案、途中の段階でしたけれども、整備計画が示されました。そして、ことしの3月には、牛久駅西側地域整備計画がまとめられました。この整備計画でございます。これは議員のところにも3月に配付をされました。

今回は、この計画で示された施策についてお尋ねをするものでございます。

この計画は、ことしからおおむね10年をめどに実施に向けた取り組みをしていくとのことでございます。そこで、まず計画の実施に当たって、26年度から28年度を期間とする短期目標に設定された各施策について質問していきたいと思っております。

計画では、生活圏域エリア、重工複合エリア、2つ目に、中心拠点エリア、3つ目に、歴史

自然文化エリアと、3分野で19の施策が挙げられております。

そのうち今回取り上げるのは、オンデマンド交通の仕組み、通常デマンド交通と言われておりますけれども、この計画ではオンデマンド交通ということになっておりますので、そうさせていただきます。次に、「空き地・空き家データバンク」の整備、牛久駅周辺の未利用地や駐車場の高度利用した拠点施設整備、エスカートビルの一部を公共施設利用する計画、牛久沼周辺の「おやすみ処」の計画、以上の5点についてお聞きするものであります。

まず、オンデマンド交通の仕組みについてであります。現在の市内の公共交通は、JR常磐線や民間事業者によるバス・タクシーのほか、市が行っているコミュニティバスの運行、岡田地区の非課税世帯を対象にした高齢者福祉移送サービスモデル事業、重度身体障害者を対象にした移送サービス、奥野地区の過疎地有償運送があります。計画には、タクシーの有効活用がうたわれていますが、この計画の中で検討されることはどのようなことでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） オンデマンド交通の仕組みについてお答えいたします。

デマンドタクシーなど、いわゆるデマンド型移送サービスは、利用者からの予約を受けまして、ドア・ツー・ドアで運行する公共機関のことを指します。

牛久市では、平成24年3月に策定した牛久市地域公共交通総合連携計画の施策の中で、デマンド型の地域主体の移送サービスの導入支援制度を続けております。実際に、牛久二小学校区では、地区社協が実施している住民同士の助け合いによる相互扶助の移送サービスであります買い物サポート事業を行っております。

市といたしましては、当該事業をモデルケースとして支援内容や進め方のルール化を検討するとともに、運転ボランティア等が確保されない地区などにおきましては、タクシー会社を利用した移送サービスにするであるとか、あるいはその相互が補完的に連携するというようなさまざまなケースが考えられますので、今後は先進事例を参考にしながら、潜在的な需要の把握や将来の需要予測を踏まえまして、地域の実情に応じた、誰もが移動手段を確保でき、持続可能なデマンド型移送サービスシステムを地域公共交通会議において協議・検討してまいりたい所存でございます。以上です。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今の御答弁でありますと、まずこの計画の中で、西側地区ですけれども、今二小学区でモデル事業として住民の助け合いによる買い物等への支援ということで、車両が配属されて、そして移送サービスが行われているというふうに理解をいたしましたけれども、これは西側地区の中でも二小学区ということになります。その他の地域の中では、二小学

区をモデルにしながら先に他の地域に広げていくのか。タクシー利用というようなこともございますけれども、どの程度で西側の各学区ごとへの整備というのを進めていこうと、計画の状況をお示しいただきたいと思います。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 冒頭議員がおっしゃいましたように、短期的な施策ということで、3年間を目途に上げている施策でございまして、今回の牛久二小地区の事例を十分に検討した上でいろんなものを改善しながら、なるべく早目に広めていければと思っております。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） そうしますと、西側地区のまずこの整備の段階でも、二小学区の取り組み、これは住民の助け合いですよ。それと、それが地域として活用できない場合タクシーというようなことを今、先ほどの答弁でおっしゃっておられたように思いますけれども、各地域の実情に合わせたというのをどういうふうに判断をされるのでしょうか。二小学区のように住民の助け合いで基本的には進めようとしているのか、それとも今現在タクシー業者、事業者等を活用するというようなことを考えておられるのか、その辺の基本的な考え方、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 今後の動向につきましては、公共交通会議の中で参加者の方を含めながら、学識等の意見も聞いてまとめるということで動いております。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） まだなかなか始まったばかりですから、この後、今後詰めていくということになると思うのですが、二小学区はいわゆる地区社協の設置も早かったですし、その中でどういうものを取り組んでいくのかということの課題として、この買い物難民と呼ばれるようなことが出てきたというふうに思うんですね。そうすると、地域によっては課題が違ってくるというわけですから、全市的にこれを広げていく中で、ある意味どこでもそれが利用できるような平準化をしていかなければいけないということになると思うので、このあくまでもその二小学区のモデルを推進しようとしているのかということがちょっと伺いたいのですが、これもまだわからないということなののでしょうか。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） あくまでも現時点ではまだモデル事業ということでやってございまして、それについては十分な事例づくりと申しますか、いろんなものを、よかったり悪かったり、いろんな事例を踏まえた上で最終的な方向を決めていくということでございますので、いまだまだモデル事業中であるということ御理解いただきたいと思っております。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、次の「空き地・空き家データベース」の整備についてお尋ねをいたします。

全国各地で放置されている空き家や空き地がテレビや新聞などでも報道されているところがあります。牛久市議会でもこれまで質問等で上がっている問題でもあります。各地でさまざまな取り組みが行われておりますけれども、今回の計画では入居事例をつくり、デモンストレーションを実施していくとの方針が打ち出されております。空き地バンクの制度は空き家の物件を情報としてただ提供するだけでは、自治体が運営する意味はないと思われま。牛久市に住んでいただけるような取り組みがなければ、定住促進にはつながらないものと思われま。

民間との差をどう出していくのか、定住促進への支援、交流を積極的に行うなど、牛久の魅力を伝える努力を続けなければならないと思いますが、この点についてどのように考えられているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 空き地・空き家対策についての御質問にお答えいたします。

本年7月より、都市計画課、交通防災課、環境政策課等の庁内関連部署によります横断的なプロジェクトチームを発足しまして、空き地・空き家の状況把握、適正管理及び有効活用についての検討を一体的に始めておるところでございます。

それと同時に、牛久市の第三セクターでございます牛久都市開発株式会社を都市再生推進法人としてのまちづくり会社と位置づけることによりまして、歩道などの公共空間を利用したオープンカフェの経営等、通常では民間事業者ができない事業や、空き地・空き家の賃貸借等の事業を可能とするような環境を整えております。

今後はそれらを連携・充実させまして、データベースの構築を初め空き地・空き家の有効活用の仕組みづくり、定住人口の増加につながる施策の検討実施を展開してまいり所存でございます。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今の、ただいまの答弁ですけれども、なぜこの空き地や空き家のデータベースを自治体が行うのかというところ。そこにこだわりたいというふうに思いま。ただ、こういう空き家・空き地がありますよということを情報として提供するだけでは、定住人口の定着というのは図れないというふうに思いま。民間との差、これをどういうふうに出していくのか、再度お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） ただいまの御質問については、非常に難しい点はございま。、

当市、今の状況でお話を申し上げますと、あくまでも牛久二小地区のつつじが丘及び第二つつじが丘団地を対象にいたしまして、今の空き地・空き家の現状でありますとか、今の国交省の最新施策の補助等の施策も最大限に利用しながら、とにかく1個でも2個でもいいので、実施の事例をとにかくつくりたいというのが、短期的に掲げた目標でございまして、当然単なる空き地・空き家情報を流して、それを使っていたとただけでは、その場しのぎだとは重々承知しておりますので、地域全体の魅力と申しますか、地域の売り、魅力をいかに出すか、そういったものが市内に多く点在していけば、市全体の底上げになるんじゃないかというようなことを踏まえて、あくまでも牛久二小地区の限られた団地の中ではございますが、いろんなことを考えて、とにかく事例を皆さんに見ていただいて、それからいろんな御意見をいただくということで動いております。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 空き家のデータバンクの制度、かなりいろいろな地域で先進的に取り組んでいるところがあると思います。これは本当にせば詰まって、もう集落を成り立たせるのが難しいとか、かなり過疎地のところでは本当に自治体の存立をかけてこれに取り組むというようなことで先進的に、先ほども申し上げましたけれども、都市との交流、そして定住に向けて具体的な支援というのをを行うということをなさっているようです。

牛久の場合、二小学区、つつじが丘のところでは、高齢化率が市内では高いというような位置づけの中で、今後ふえるであろう、特にふえていこうという空き家対策のモデルというふうに認識しておりますけれども、どこまでここを本当に対策として立っていくのかというのが、牛久市のような、ある意味、首都圏の範囲内である自治体の中では、これを本腰入れていくのかということ、かなりいろいろな意味での知恵とか工夫とかというのが必要になってくるというふうに思うのですけれども、具体的にまだまだこの辺が詰めておられないのか、その点について再度伺いたいと思います。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 牛久市におきましては、やはり昔から首都東京のベッドタウンというまちが、この市の持つ特性でございまして。と私も思っております、一般的な過疎地の山村等の空き地・空き家対策とは全く性質を異にしております。ということで、あくまでも東京のベッドタウンの老舗として、新たなニーズにも応えるべく地の利を生かして、その利点を最大限に発揮していくというようなことを目指していきべきだと考えております。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） この点については、特に市長もそうでしょうけれども、若年世代の定着ということを考えておられると思います。議会で産業建設常任委員会で戸田市をシティーセ

ールスの問題で視察研修で訪れた際、牛久の現状を少し申し上げたところ、牛久市には子育て支援、児童クラブが6年生までやっているというようなことで、大変その子育て支援について力点が置かれ、市のセールスポイントというのは高いですねというようなお言葉を戸田市の方からいただきました。私自身もそういうふうに思っております。

そうすると、高齢化した世代の中で、そういう若い世代の方を定着していくというような意味でいうと、そこに光を当てる具体的な支援策みたいなものが、情報発信も含めて必要になってくるというふうに思うのですけれども、この若年世代へのアプローチに関してはどのようにお考えなのか、再度お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） あくまでも現行の西側地域の整備計画につきましては、そういったことも念頭に置きまして展開するものでございます。特に短・中・長期と分けて、具体的なアクションプログラムにつなげるべく項目分けをしまして、短期にうたったものについては極力社会実験等を行ってみて、まずやってみるということを前提にスタートしておりますので、いろんな手を尽くして試してみたいと思っております。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 中期目標のところに、今申し上げたようなことも含まれて、地域に住む子供や子育て世代の若者から高齢者まで誰もが気軽に利用できる地域コミュニティーの拠点を整備し、多世代交流の場の創出というようなことも書かれておりますので、やはりアプローチの仕方というのが十分大切なのかなというふうに思いますので、今後ここも課題になってくると思われますので、十分に力点を置いて整備を進めていっていただきたいというふうに思います。

それでは、次に牛久駅周辺の未利用地や駐車場の高度利用した拠点施設整備について。

牛久駅周辺では、これまで牛久駅西口北街なか再生事業型土地区画整理事業が実施されてきましたが、現在も高度な土地利用が図られず、駐車場として活用されているに過ぎない状況に置かれています。また、現在東口駅前広場の改修が行われているものの、果たしてどこまでにぎわいづくりに貢献できるかは定かではありません。

こうした中での拠点施設整備の構想であります。駐車場を完備した文化交流健康増進と多目的に活用できる地域コミュニティー施設、複合施設の計画は、こういうことが示されているのですけれども、こういう計画は本当にいつの時代の話なのかなと耳を疑ってしまうばかりです。ひたち野地区の中学校新設を断固拒否する池邊市長が、バブル期の発想をなぜ推進しようとするのか理解に苦しむところですが、この計画についてどのように現在考えられているのかお尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） JR牛久駅周辺の未利用地や駐車場を高度利用した拠点施設整備についてお答えいたします。

本格的な少子高齢化、人口減少社会の到来によりまして、今までの従来のような市街地の拡大でありますとか、郊外への施設展開というものから脱却いたしまして、駅などの中心市街地をメインとして都市機能を極力集約して、コンパクトなまちづくりが必要とされております。

これらのまちづくりの進め方につきましては、平成26年8月に開催されました都市再生特別措置法の内容を十分に調査研究いたしまして、新たに生まれている国の補助制度でございますとか、そういったものを最大限活用して、計画的な牛久駅周辺の整備手法について検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 確かに今の御答弁にありましたように、補助金、国からの補助金等を使わないと、ここの整備というのはもう進まないというふうに思います。そうしたときに、今現在国交省とか総務省のまちづくりとか、いろんな意味でまちづくりが、国が示すまちづくりに関する考え方、それを踏襲して牛久市でもどういうふうに活用しながらできるのかということを考えていかざるを得ないというふうに思うのですけれども、やはり民間活力がここに来ないという現状の中で、どこまでコンパクトシティーと言っても、どこまで官がこのまちづくりの中心市街地をつくり出していかなければいけないのかというのは大きな問題であろうというふうに思います。

市長は以前の議会での御答弁の中でも、今駐車場として使われている土地のところを、高層の施設として駐車場と、それからコミュニティーとか、それからホールとかを入れた複合施設をつくりたいというようなことをおっしゃっておられたのですが、そこにそういう施設をつくったところで、果たして現在のエスカードビル、エスカードホール、それから会議室等の利用状況を見ると、ここに巨費を投じてそういう施設をつくったところで、どこまで活用できるのかなというのが懸念されます。ここの計画というのを今の段階では、中長期のところも整備着手とするだけであって、本格的にここが着手できるかどうかというのは、まだまだ不確定であろうというふうに思いますが、現在の構想の中では、これを実際に検討するということ、着手するということに至っているのかどうか、その点、再度お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 私も昨年4月からお世話になっておりますが、この仕事にかかわっております状況から申しますと、具体的に計画があるということではないというふうに承知しております。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 具体的な、今始まっているわけではないということでしたけれども、もうこの整備計画の短期目標のところに書かれているわけですね。中長期にその後どういうふうな動向になるかということまでも示されていませんので、確かに着手するかどうかというのは、今のところはまだ未定であろうと思います。

ただ、東口の駅前の再整備、駅前広場の再整備が始まったときを私思い返してみますと、整備をすと言った段階で、もうある程度構想というのはできているんですね。そこにどんな形で大学の先生が出てこられようが、市民の方が意見を言ったところで、大体の構想というのはもう行政の側で固まっているような感じを受けました。

最初、その東口の駅前広場、座長を務められた先生が、牛久市に来ていらっしゃって東口を見たときに、普通のまちで普通の暮らしが行われている、ここであえて再整備をして何かをつくり出していく必要があるのかなというような個人的な感想を漏らされていらっしゃいました。ところが、2回目以降は、それは個人の感想であって、自分が座長としてはここで何をまとめていかなければいけないのかというようなことから、市がつくり出した方針に沿って整備の方向性というのは決まったんですね。ということは、もうここに具体的に計画の着手を短期目標でうたっているわけですから、これは行うというふうに私たちは理解したほうがよろしいのかどうか。これが撤回されるというようなことがあるのかどうか。

今の時代にです、高度利用して魅力的なまちづくり、これは必要だというふうに思う部分もあります。ですが、市長も常々おっしゃっておられるように、この時代にそういうものが果たしてできるのかどうかと考えたときに、ここにその夢のような計画を載せるということはいかかなものかというふうに私個人は思うのでありますが、ここに計画を載せたという意味についてちょっと再度お尋ねいたします。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） あくまでも拠点として駅周辺というものの魅力を再認識するとともに、いかに集客力のある魅力あるまちの玄関として、外からの来訪者を迎える空間及び市民の方々の利便性の向上に利用できるようなものは何であろうかということで、今は駅周辺のについては駐車場が林立しておりますが、単に駐車場だけではなくて、駅から近いということを最大限に利用しながら、いろんな使い道があるんじゃないかなということ、検討についてはもちろんいろんなことを始めますが、具体的な計画についてはまだ正式なものはないというふうに認識してございます。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） これを話をしても、いつのときか忘れてしまいました、市長との議

場での東口の整備の関係のときに、考え方の相違なんだと、いつまでたっても平行線だというようにことを言われてしまいました。確かに行政としてそのまちづくり、魅力的なまちづくり、牛久というまちをどういうふうに発展させていくかというときにキーとなるものは何かというふうに考えたときに、その施策というものは決まってくるというふうに思いますが、あくまでも財政の問題というのも大きなウエートを占めている、これは常々市長が財政、財政でひたひた野ができないというふうにおっしゃっておられるので、この西口のほうもそういう点を重要に位置づけて考えていっていただきたいというふうに思います。

次に移ります。エスカードビルの一部を公共施設利用する計画についてであります。

エスカードビルの活用は、駅周辺の活性化に大きな影響を与えるものと認識しています。昨日、エスカードビルのキーテナントのスーパーの動向が問題となっていました。多くの市民は撤退を何とか食い止めてほしいと思っております。市長の発言では、企業の論理をただ議員にぶつけているだけで、市民の声に応えるために市としてどう努力しているのかが見えてこないと思わざるを得ない状況でありました。

こうした状況下、この計画のエスカードビルの一部を公共施設に利用することを検討すると、項目が入っているのを見てもみますと、何らかの理由でスペースが空きが出たら、公共施設として利用すればいいのだと安易な姿勢が見てとれるのでありますが、いかがなものなのでしょうか。今後、空きスペースの積極的取得を図り事業展開を図っていくのか、今後の方針は具体案が検討されているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） エスカードビルの一部を公共施設利用するというものについてお答えいたします。

これまでもワインビレッジ構想等によりまして、牛久駅周辺の活性化策ともあわせて公共施設利用によるエスカードビルの再整備を進めてまいりました。平成24年8月に4階エスカード生涯学習センターのエスカードホールを改修して音響設備の整った250人規模のホールを整備しております。平成26年11月現在、ホールを活用したコミュニティーシネマの上映でありますとか、牛久音楽家協会によります定期演奏会、これは月1回やられていますが、そういった活動が市民団体等の共同事業として始まっております。

平成25年4月には、市民の情報の窓口としてエスカードプラザを開設、平成26年2月には、子育て支援の施策としてふれあい保育園牛久駅前分園を1階に開園したことは皆さん御存じのとおりでございます。

また、庁内組織といたしまして、エスカード活性化検討委員会を立ち上げて、公共施設だけでなく幅広くエスカードビルの利活用促進及び活性化策の検討を進めているところでございま

す。以上です。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） このエスカードビルの公共利用について、今のところ、今答弁があったとおりでありますけれども、きのうのような発言があつて、もしかしたらスーパーが撤退というような事態を起きたときを想定してここに入っていたのかなというようなげすな勘ぐりをしてしまったのでございますが、この辺はどうなのでしょう。そういうようなことも念頭に置いて計画が書かれているのか。それとも、あくまでもスーパーはスーパーとしてある中で、ほかの部分での空きが出たときに、公共施設の活用としてやっていくというふうなことで考えられているのか。その点についてお尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 新規オープンしたスーパー等の情報につきましても、当然事前に入っているわけでございますが、だからといってそれに対する対応ということではなく、駅前施設の核となる施設、ビルでございますので、それを最大限使うということを最大限の目標に検討しているところでございます。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今の御答弁でございましたけれども、中期目標のところ、子供や子育て世代の若者から高齢者まで皆が集まるたまり場を整備というようなことも具体的に書いてあるわけですね。そうすると、今の段階ではそのようなことができるようなスペースはないというふうに思うのですけれども、こういうふうに具体的にこういうことが書かれていると、何かもうあたかもあそこは市が公共利用する方向性なんだということが示されているようにも思うのですけれども、これはやはり違うんですね。その点だけ確認したいと思います。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 須藤議員には過去何回もお話ししてはいますが、牛久の駅というのは、今の人口動態から見てもわかるように、稲敷市、河内町、利根町、それから阿見町、美浦村、土浦、それと一部茎崎という形で、取手からも一部入っていますが、いわゆる今の牛久の社会増の動態を見ればはっきりわかるのですけれども、もう自然増が100人ちょっと、それ以外は社会増で、今五、六百人人口がふえているわけですが、ほとんど100%がこの隣接の地域から若い人たちが集まってきているのです。牛久が常磐線というものを持った中で、牛久が今後まちとして継続するためには、若い人たちが集まるまちにしなければ、牛久は継続しない。高齢化していますから、ですから今いわゆるまち同士の競争でもって、若い人たちの取り合いをしているわけです。そのための一番のその後背地にいる人、もう東京から来ていませ

ん。東京のほうからは牛久には入ってきていないのです。社会増で見ると出ていっているのです。

そういう現実の環境の中で、この県南地方の隣接市町村から牛久市が若い人たちを呼び寄せなければ、牛久の今の団塊世代を含めた、いわゆる前期高齢者以上の、65歳以上の方々が高齢化して現役を離れているわけですから、次の世代の人口増を図ってやる税金を納めてくれる世代をどれだけ集められるかの勝負を地域間競争でやっているわけです。そういうもののハード部分の一番の中心が駅なのです。そこの駅に若い人たちが、子育て世代がですよ、親子でもって安心して集まれる、また住める、そういう環境というものを駅を中心としたところに集めなくちゃならない。駅自体も危険な、いわゆる車の動線と歩行者の動線が交差するような、そういう駅前であっては、若い人たちは来ません。

そういう意味で、牛久駅、それから今後のひたち野うしく駅もそうなのですけれども、駅自体は空洞化しています。これはもう長年、この30年以上の牛久市の課題です。これをどうやって牛久駅を中心とした形で街なか再生事業だとか、さまざまな事業をやってきていますが、この駅周辺というものをいかに活性化していくか、そのことのための、そしてこの県南地方の中心市として牛久市が位置づけられるための地域間競争をしている魅力的なまちとしての玄関口として、この牛久駅の東口をまず整備をし、そして西口を整備していくと、そういう段取りになっているわけでありまして、今の商業環境からいっても、駅が、駅のところに商業施設があるのは都心部だけです。地方においては、駅前は全部、土浦もしかり、龍ヶ崎もしかり、この取手もしかりで、商業施設というのはロードサイド中心になっていますから、その駅を中心、駅の活性化事業というものは、緊急の課題であると同時に、そのまちの、この常磐線を抱えているベッドタウンである県南の市町村においては、非常に活性化という意味で重要。ただし、今の商業環境から言えば、駅前は空洞化している。それをどうやって魅力的なまちの玄関口にしていくのかということが、これはまちづくりの課題であるということを御理解いただきたいと思います。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） まさに市長のおっしゃっていること、私もそのとおりだと思っております、はい。ですから、あの駅の周辺も含めてどうしていくのかということが課題になるわけで、はい。ただ、モータリゼーションが発展している現在の中で、どこまで駅周辺にそれが集客できるのかということは、なかなか大きな問題であろうと思います。その辺の財政とのバランスをしっかり持ってやっていかなければ、巨費は投じたのだけれども、人があんまり集まらない箱物ができるというようなことになりかねないわけで、そのことを申し上げていると。老婆心で申し上げているということで、これに反論する必要は、結構でございます。（議長）の

声あり)

それで、次に……。(「質問を続けてください」の声あり)それで、次のところに行きます。私との討論の中でやっていることなので、ほかの方の言動に左右されないように、市長、お願いします。

次の牛久沼周辺のやすみ処の計画についてであります。牛久沼周辺は貴重な水辺空間を魅力的な観光資源として環境整備が進められてしかるべき地域だというふうに私も考えます。やすみ処の計画も必要であろうと認識はしておりますが、地域の自然景観を損なうことのないよう検討されるべきと考えます。この計画はどのような段階を踏んで着手していくのでしょうか。今後の計画についてお尋ねをいたします。

○議長(山越 守君) 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長(加藤晴大君) それでは、ただいまの牛久沼周辺のおやすみ処についてお答えいたします。

牛久沼周辺の関連施設に関しましては、アヤメ園等を含め、まだ具体的な計画はございません。短期的な目標としてさまざまな観点からの検討が必要で、今後社会実験をやって検討するとともに、関連する部署との調整や各諸団体との連携によりまして、市民と行政との協働のまちづくり推進体制と申しますか、そういったものの構築も含めて検討してまいりたいと思っております。ちなみに例を申しますと、女性ネットワークの方からも、アヤメ園はきれいになってトイレもできてよくなったのだけれども、あそこにちょっとだけ子供が遊ぶ施設があれば家族で行けるのにとかという話もございまして、須藤議員がおっしゃるように、おやすみ処イコール箱物という概念は全くございませんで、テントを建てて人が集まってもいいじゃないかというふうに思っていますので、形じゃなくて実をとる方向で動いております。以上です。

○議長(山越 守君) 須藤京子君。

○8番(須藤京子君) 今も市民の方の御意見というのが答弁の中に入っておりましたけれども、私もそのように聞いております。トイレが、きれいなトイレができてよかったなというふうに伺っております。あそこの稲荷川の土手のところ、新地のほうも桜の時期になるとすごい桜並木がきれいだというようなことで、それが牛久沼のほうまで桜並木が通ずるようなというように、市民の方の桜の苗木を植えるというようなプロジェクトが進められて、整備が、春先楽しませるような計画が着々というふうに進んでいるというふうに思います。

計画の中では、キッチンカーも利用してというようなことがうたわれています。まさにあそこの地域は、行ってしまったら、そういうふうに購入できる場所がないんですね。ちょっとしたお弁当を買うようなところがないのですから、そういう点も含めて、この計画の中では進めていただけたらというふうに思いますが、現段階の中で、三日月橋生涯学習センタ

一があそこにあるわけですが、それとの関連の中で、いわゆるちょっとした商店まではいかなくても何か販売できるようなシステムというのは、できる可能性はあるのかどうか。その辺をお尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 具体的な調整等はまだ実際に行ってはございませんが、原則といたしましては、今あるものを最大限活用するということが一つ。もう一つは、本格整備云々の前に、試しているんなことをやってみると。だめならだめでやめますし、よければよかったらそれをもっと改良して、よりよくして、本当の形にしたいというような形で、極力試しながらやっていきたいと思っております。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 次に、この計画を進めるに当たって重要な役割を担うまちづくり協議会、まちづくり会社について質問したいと思います。

まず、まちづくり協議会の役割とは何でしょうか。まちづくり協議会は全国各地で小学校区を1つの単位として町内会や各種団体・住民が連携して、各種団体だけでは解決できない問題や課題について取り組み、まちづくりを進める新しいコミュニティ組織として設立され、活動が進められています。これがインターネットなどで見ると、多くのまちづくり協議会の活動のスタイルであります。

牛久市の場合は、この西側地域の整備計画に合わせ組織化されたように思いますが、このまちづくり協議会の目的、設立までの経過、計画の中で果たす役割とは何か、お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） まちづくり協議会の役割についてお答えいたします。

牛久市都市計画マスタープランにおけるまちづくり構想の目標は、各地域における生活圏や拠点の相互連携と交流、自然を身近に感じ、また生活に便利でゆったりとした時間の流れが感じられる人間サイズのコンパクトな市街地の形成と、それらをネットワークする集約と連携のまちづくりを進めることとしております。

まず、御質問のまちづくり協議会の役割でございますが、牛久駅直近でありながら高齢化率が高いつつじが丘及び第二つつじが丘団地を対象にしまして、牛久二小地区まちづくり協議会というものを発足しております。牛久市の先行的モデルケースといたしまして、多世代が元気で安心して暮らせる活力ある地域社会の再生に向けて、具体的なまちづくりの事業方針を検討するとともに、実施計画、役割分担等につきまして、あくまで住民主導で検討するというものでございます。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） ただいまの御答弁の中で、まちづくり協議会、二小学区、地区社協が設立されている二小学区が先頭を切っているように思うのですが、ほかの地域、西側も広いのですけれども、まずこの二小学区の中でどのような具体的なまちづくりをするかというモデルケースをつくった上で、他の西側地域に波及させていくのか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） お答えいたします。

先ほども引用されておりました牛久駅西側地域整備基本計画の中の、今回御質問になかった部分で、そういったものが盛り込まれておまして、基本的には住環境と申しますか、正しい言葉で申しますと、暮らしの環境というジャンルと、空き地・空き家定住促進というジャンルと、観光プログラム及び拠点づくりというふうな大きなくくりの中で、個別具体にうたわさせていただいておりますが、あの地域において今問題になっているのは、通過交通のスピード、荃崎のほうから入ってくる朝夕の車等のスピードが速くて、学童の通学路等ともラップしているところについては心配であるとか、いろんな話がございますので、そういったものにつきましても極力費用をかけずにいろんなもので策を講じてできないかなということを念頭に置いて、こういった方面についても社会実験等をしていく所存でございます。以上です。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） そうすると、まちづくり協議会はこの計画を具体的に進めていくときの住民の、いわゆる活動を中心とする役割を担うという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 役割としましては、それぞれの立場から忌憚のない御意見をいただきながら、その場で議論をしてということで、あくまでも行政主導でいろんなものを計画をして、それを皆様に御説明してという従来の公共事業ではなく、従来型の公共事業の進め方ではなくて、地元の方等の意見の中でどうあるべきかというものを模索していくというところの単位になる組織でございます。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、そのときはいわゆる政策部門でいうと、ソフト面の、いわゆるハードではないソフト面での行政の進め方のときに、ここの方々が力を発揮するということになるのでしょうか。計画の中で具体的に、例えばインフラ整備のような形で進められているものについて、まちづくり協議会の御意見というものがどういうふうにかかわってくるのか、その点、再確認させてください。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 先ほど申しましたけれども、今ある道路とか区画自体を大々的にいじるというようなことは考えておりませんので、とりあえずあくまでも社会実験という枠の中では、仮に100メートルであるとか、場合によっては20メートルかもしれません。この道路のこの幅員を使えば、こういった形で整備ができますとか、そういった形をいろんなパターンで皆さんと議論をした上で決定いたしまして、そういったものを実際に見てもらう形で現地にそれを具現化していくというフィールドになるということでございます。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、次にまちづくり会社の役割と推進体制についてお尋ねをいたします。

これまでまちづくりは行政が主体でしたが、都市再生特別措置法により、市町村が都市再生整備推進法人に指定すれば、NPOや第三セクターでも都市開発事業の施行が主体的に行われるようになりました。牛久市ではこの指定を受け、まちづくり推進を担うのが牛久都市開発株式会社となります。牛久都市開発株式会社は、牛久市が49%の株を所有する第三セクターで、エスカドビルの管理などを主な業務としております。この会社が果たしてどこまで責務を、この大きなまちづくりという今後の牛久市政の中のモデルケースとなるようなまちづくりを行うのかと、そういう責務が全うできるのか、いささかなりとも不安が生じているところであります。株式会社による事業の実施主体では、また議会がチェック機能を果たすことも難しいことが問題と言えると思います。

26年度予算では、都市再生整備推進法人の運営費として1,000万円が計上されていますが、まちづくり会社として牛久都市開発株式会社はどういう役割を果たし、どのように体制を整えていくのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 御質問のまちづくり会社の役割と推進体制についてお答えいたします。

御存じのとおり、人口減少に伴う税収の減収、高齢化に伴う社会保障費の増大等によりまして、行政側の財政状況は決して明るい方向ではございません。これからのまちづくりにつきましては、市民と行政を初め、まちづくりに携わる事業者が協力・連携して、自分たちで暮らすまちの住みよさを向上させるためのさまざまな活動と、民間による自主的な取り組みを促すことが必要となってまいります。また、基盤整備とともに各種サービス等のソフト面での事業等も一体的に進めるために、行政だけではなくて、市民、事業者の協働体制というものが不可欠でございます。

それで、市民、事業者の参加の形態といたしましては、行政区、NPO団体、社会福祉協議会、ボランティア団体等の各種団体による意見交換の場といたしまして、協議会の組織運営をしておるわけですが、このような多くの主体がお互いの役割を理解しつつ、地域のニーズに応じたまちづくりを進めていくという体制を構築することが、まちづくり会社の大きな役割であると認識しております。

また、その多くの団体が参加するまちづくり協議会におきましても、行政からの一方的な押しつけではなくて、再三繰り返しになりますが、各団体間の調整とか、方向性の共有であるとか、信頼性の構築という、民間ベースのいろんな底上げと申しますか、まちづくりへの意欲を増進していくような役割も期待しているところでございます。

いずれにせよ、行政といたしましては、各団体等とのお互いの役割を踏まえ、市民や民間の活動に対する支援を含めて、地域ニーズに対応したまちづくりというものを進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、今まちづくり会社の役割が御説明されたわけですが、この中でまちづくり事業担当部門ということで、そこに推進していく体制というのは、この株式会社の中に既に設置されて考えられているのか。そのまちづくり会社の体制はどのようなのでしょうか。この中では公益的の事業を行うこともできるし、収益的な事業も行うということができるように位置づけられているわけですが、この点、会社の中の組織はどういうふう到现在なっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） このような体制はまだまだ発足して間もないわけですが、現時点では1名の非常勤職員の方が、土地取引関係の資格をお持ちということなので、その方が今補強で入っている状況です。

今後についての体制づくりについてはまだまだこれからでございますので、あくまでもまだ現在進行中であるということでございます。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） まだまだというような、まちづくり会社の体制というのはこれからだという御答弁でございましたけれども、まさにここがキーマンとなる組織だというふうに思います。そうすると、ここで少ない事業の中で何を優先していくのかというようなことも、これから大きな、どこを最初に優先的にやっていくのか、同時並行的にいろんなものがないというふうに思いますので、その点についてを十分考慮しながら進んでいただきたいと思います。

ちょっと時間がないので、もう少し詰めたかったのですが、次に移らせていただきます。

次に、介護保険制度の中での予防給付見直しと地域支援事業の充実について3点の質問をいたします。

まず、初めに予防給付の見直しについてであります。国は団塊世代が75歳以上となる2025年を視野に介護保険法を改正し、さらに6月には、医療介護総合確保推進法を成立させ、新たな基金の創設を初め地域包括ケアシステムの構築を図り、高齢者が住みなれた地域で生活が継続できるよう整備を進めております。

平成27年度の介護保険制度の改正の目玉は大きく3点あると思います。

1つ目は、要支援1、2の対象者について、介護保険本体の給付、予防給付から訪問介護と通所介護を外し、対応するサービスについて地域支援事業を再編成するということ。

2番目に、個別のサービスでは、通所介護の機能の改革、特に定員10人以下の小規模型については、地域密着型サービスへ移行させ、今後新たな事業所開設については保険者の管理下に置くということ。

3番目として、特別養護老人ホームの入所対象者を原則要介護3以上にすることです。

これらの改正のうち、多くの市民に影響を与えるものが、要介護認定で要支援1、2と認定された軽度な方々の介護サービスの位置づけが変わることだと思われます。これらの改正を実際実施するためには、各市町村行政トップの力量・考え方が問われることになると思われます。

そこで、市町村では、要支援者に対する生活支援、介護予防サービスについてどのように考え、どのように変更するのでしょうか。また、移行スケジュールはどう設定する見込みでしょうか。こうしたサービス提供体制の移行は、29年度までに整備し30年には全ての市町村で実施しなければならないことから、お聞きするものであります。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 介護保険制度における予防給付の見直しについての御質問にお答えいたします。

今回の制度改正では、平成29年度までに、要支援者に対するサービスの一部を地域支援事業に移行し総合事業として実施するというものです。

移行対象者は、要支援の方で訪問介護、いわゆるヘルパーや、通所介護、いわゆるデイサービス、その他の生活支援サービスのみを利用する方となり、訪問看護や通所リハビリなどと組み合わせたサービスを利用する方は、これまでどおり予防給付の対象となります。

地域支援事業に移行した場合の通所介護、訪問介護サービスは、現行のサービス相当のものから基準を緩和したもので多様な内容となり、その単価は市町村が定めることになっており

ます。単価の指標につきましては、現行のサービス相当のものに関しては、現状の単価を基準とし、緩和したサービス内容のものにつきましては、現状の単価を上限として単価を設定できることが示されております。

総合事業の交付金の上限につきましては、前年度の予防給付費等の実績額に直近3カ年平均の後期高齢者数の伸び率を加味する形で確保される見込みであります。

以上、財源や介護報酬が確保されるとの見込みから、予防給付の見直しにおける事業所の撤退や利用者に対する介護サービスの低下等は想定しておりません。

また、今後の移行スケジュールにつきましては、平成27年度から段階的に実施していく予定であります。以上です。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、今の答弁によりますと、一応財源が確保される予定なので大きな影響は出ないだろうということでしたけれども、市民の方、要支援1、2の方に具体的な懸念される、現在のところサービスが変更することによる懸念されることはないというふうに認識してよろしいのかどうか、確認したいと思います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 御質問にお答えいたします。

要支援1、2の方につきましては、今後はこれまで受けていたサービスに加えて多様なサービスを利用していただくこととなります。その多様なサービスというのは、これから市町村が基準を定めて実施することとなりますが、利用者の方には、その方に合ったサービスが提供されるように、これから市としても調整していきたいと考えておりますので、影響が出ないようにしていきたいと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、ぜひ利用している方々が混乱しないように、制度の説明、改変の部分も含めて、包括支援センターがこれから大きな、重要な役割を担っていくというふうに思いますけれども、その包括支援センターの現在の体制、これまでも同僚議員が、これまでの議会でも質問がありましたけれども、これを中心的にやっていく包括支援センターの体制というのは、十分とれるというふうに考えてよろしいのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 御質問にお答えいたします。

要支援者に係るサービスの提供につきましては、御質問のとおり、包括支援センターが大きな役割を担うこととなります。今現在も包括支援センターで新たに人員募集をかけておまして、そういう体制整備に向けて充実した内容で、要支援者の方のサービス提供というのをでき

るように準備を進めているところでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、次に行きたいと思います。

次に、市町村が実施しなければならない地域支援事業について充実させていくためには、何をしなければならないのかを質問いたします。

地域支援事業は、要支援の方々をサポートする新しい介護予防、日常生活支援総合事業や、地域包括支援センターの運営などの包括的支援事業等を行うこととなります。生活支援サービスは、これまで介護保険制度の中で実施されていた買い物・家事援助・外出支援・配食サービスなど、多様な生活支援サービスを市の事業として行うこととなりますが、これをどう構築し皆様に提供していくのかお尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

地域支援事業の総合事業につきましては、移行される訪問介護、通所介護サービスについて、既存の事業所を利用した現行のサービス相当のものから緩和した基準を設けたサービスとして、シルバー人材センターを活用した買い物や調理、掃除などの訪問介護、社会福祉協議会等が主体のミニデイサービス、さらに地区社協による通所介護としてのサロン開設など、多様なサービスの充実を目指していきたいと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） ちょっと質問が途中で途切れたまま終わってしまったので、その部分の後も含めてちょっと御答弁をいただいたようなのですが、これまで介護保険制度の中で提供されていた種類・内容、先ほどの大きな質問の中で質問させていただいて、変化はないということでしたけれども、いろいろなサービスを提供するために、これまで介護事業所のほかにボランティア、NPO、シルバー人材センターを含めた、今御答弁の中にあつたような多様な事業主体による重層的な提供体制をつくっていかなければならないと私も考えておりますけれども、このマンパワー、地域資源の発掘と開発にこれをどういうふうにしていくのかということを改めて考えていく必要があると思っておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 多様なサービスを提供するマンパワー等の確保ということにつきましては、地区社協や既存のボランティア団体への支援、地域介護ヘルパーや介護予防ボランティア等の育成にも引き続き力を入れていく必要があると考えております。

地域資源の開発につきましては、支援体制の充実化を図るために、その中心となる生活支援コーディネーター、いわゆる地域支え合い推進員の配置やネットワークの構築についても進め

ていきたいと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 須藤議員に申し上げます。質問時間が少なくなっております。御理解のこととは存じますが、簡潔をお願い申し上げます。須藤京子君。

○8番（須藤京子君） この多くの多様な主体の方による多面的な提供というのが、これからまさに財源の確保の問題も含めて、市民との協働という点で重要なことになってくると思うのですけれども、この市民との協働で行われる部分と、それから事業者が行っていく、従前のように行っていく部分、これをどういうふうに想定しているのか、こういう位置づけ、どういう部分については市民の協働としての役割というふうに考えているのか、その辺の区分けというのは現在考えられているのか。お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 御質問にお答えいたします。

この多様なサービスとしまして、まず既存の事業者が今現在提供している運営基準というものが緩和されて、今現在介護予防のサービスを提供している事業者が提供するサービス、デイサービス等も含まれると思いますが、そういうものも新たに提供されることになろうかと思えます。

また、地域の住民の皆様が主体となるものとしましては、地域の見守り活動ですとか、そういう地域の中でお互いに協力しながら、そういう要支援者の方を見守っていくというような、そういうものが求められてくるということで考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、今のところでは、地域住民の役割と事業者の役割、これは専門性が違いますから、この辺をしっかりと区別して住民に過度な期待を持たずに、それぞれの特性を生かした、このマンパワーの確保を行っていただきたいというふうに思います。

次に移らせていただきます。最後のテーマですが、これからの介護予防について質問をいたします。

今回の介護保険の改正の中で、介護予防に関しても見直しが行われております。介護予防は、高齢者が要介護状態等になることを予防することや、要介護状態の軽減、悪化の防止を目的として行われるものであります。これまでは生活機能の低下した高齢者に対してリハビリテーションの理念を踏まえ、機能を回復することを目的とした訓練に偏りがちで、機能が回復してきた方々が活動できる場をつくり出すことが不十分だったと言われております。

それでは、牛久市の場合は、介護予防に関しどのような点が問題として挙げられていたのでしょうか。地域の中での取り組みも含め現状をお聞かせください。また、これからの介護予防についてはどのように考えられているのか。

国の見直しの中には、機能回復訓練などの本人へのアプローチだけでなく、居場所と出番づくりと、本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスが重要としております。ほかに高齢者を生活支援サービスの担い手であると捉えることにより、地域の中で新たな社会的役割を果たすことで、結果として介護予防につながるという相乗効果をもたらすという捉え方も示されております。地域の実情をよく把握し行政が主体的に取り組むことがこうした分野で必要であるとも言われていることから、市としての考え方をお聞かせください。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 介護予防事業の問題点等についての質問にお答えいたします。

牛久市におきましては、各地域で元気教室、体力アップ教室等を実施しておりますが、地区によって温度差があり、実施回数等に差があるのが現状であります。

介護予防事業は、平成24年度に国が定める地域支援事業実施要綱改正により二次予防事業対象者が加わるまでは、一般高齢者のみに対して行われてきました。

平成29年度までには、一般高齢者、二次予防事業対象者、そして要支援認定者を加えて一緒に地域支援事業として行い、各地域ごとに支援体制をつくり、地域全体でサービスを提供していこうというのが、国が示すこれからの介護予防事業の考え方となっております。

今後におきましては、地域格差を減らし、全市的に取り組めるよう努力していきたいと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） うしくNEWSで「高齢者がいきいき暮らすまち・うしく 子育てだけじゃありません 介護もがんばっています」ということで、11月1日にこのようなチラシが発行されております。この中にも、介護予防に力を入れているということでお示しをされておりますけれども、一つ、シルバーリハビリ体操の方々の積極的な活用というのがなかなか図られていないというようなことで、かっぱつ体操を推進しているのかというようなお声を聞いておりますけれども、かっぱつ体操とシルバーリハビリ体操、これを両面でうまく活用することが、この予防にも大きな効果を生むのではないかと思いますので、その点についてお聞かせください。以上です。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） かっぱつ体操、またシルバーリハビリ体操の活用についてということでお答えいたします。

シルバーリハビリ体操、またかっぱつ体操につきましても、介護予防について重要な位置づけをしておりますので、両方合わせて、例えばデイサービス、またはサロン活動などで、今後

予防のほうに取り入れていきたいということで予定しております。以上です。（「終わります」の声あり）

○議長（山越 守君） 自席にお戻りください。以上で、須藤京子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時30分といたします。

午前11時17分休憩

午前11時30分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、9番黒木のぶ子君。

〔9番黒木のぶ子君登壇〕

○9番（黒木のぶ子君） それでは、本日の2番手として質問をいたします。よろしくお願いたします。会派は市民クラブ、民主党の黒木のぶ子です。今回も一問一答方式で質問をいたします。

まず、最初の質問の内容は、全ての女性が輝く社会になるために、女性のさまざまな課題に対応する安倍内閣の政策パッケージの中からの内容であったわけではありますが、この女性の活躍推進法案については、衆議院の解散で廃案となりました。しかし、今回も自民党の公約には同じような内容が掲げられているようであり、これらは社会問題として大変深刻な状況となっておりますので、超党派の意見ということでぜひ話を進めていきたいと思っております。

まさにこれからも深刻化する働き手の減少の問題を初め、介護者の男女比の問題、女性の半数が非正規雇用などの問題など、現実には全ての女性が輝く社会とはほど遠く、さまざまな問題が山積していることを踏まえ、どうしたら女性が社会で活躍することができるのか議論を深めていかなければならない内容と考えています。

それでは、通告に従いまして質問をしたいと思っております。女性が社会進出するために、今さらのことではなく、女性が社会で活躍し働き続けるためとして、既に雇用機会均等法や男女共同参画社会の構築など、それに加え世界の趨勢でもありますが、今回のオーストラリアのブリスベンで16日開催されたG20の首脳会合の宣言骨子の8項目の中でも、男女間の労働参加率の格差をなくすなど、さまざまな取り組みが世界規模で議論されているのが現状です。

しかしながら、現実には雇用機会均等法後に総合職で採用された女性の7割が入社後10年でやめ、管理職となったのは1割とされています。また、男女共同参画社会の構築においても、日本の社会環境が女性も男性もこの問題に取り組む意義がいま一つ希薄な状態なのは昔か

らの家長制の影響なのかもしれませんが、男は外で働き女性は育児や家事というようなあり方の中で、女性の立ち位置が延々と続いてきたからです。ですから、日本の企業において、女性が管理職を任命されるというような状況にはなかったわけです。昔は、私たちがちょうど会社に就職したころは、女性は職場の花でお茶くみが仕事の時代を経て、ようやく職場における管理職の人数がどうのというような議論される時代になったわけです。

そういう中におきまして、議会でも女性の比率を高めるということを市役所内でぜひ実行していただきたいというような趣旨の発言をしてまいりましたが、現在の市役所内の管理職の人数についてお尋ねいたします。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 私のほうから、管理職、女性職員の管理職の数という御質問にお答えさせていただきます。

平成26年11月1日現在におきます牛久市役所内の女性管理職につきましては25名ということで、20.1%となっております、平成25年度の17.6%より2.5%上昇しているというところでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） ただいまの御答弁であります、26年の11月1日現在で25名、20.1%という御答弁でしたけれども、これは課長以上の役職についての管理職の数でしょうか。ちょっと確認したいと思います。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） ただいま御答弁申し上げました数につきましては、課長補佐以上の数を申し上げてございます。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） それでは、一応補佐というのがちょっと民間的に考えましたら、それが管理職というのはちょっと市民の方たちにもなじまない数字かなと思いますので、前からも一般質問等で課長以上が管理職というような数字を私はいつも要求というか、お願いしているわけなのですけれども、今後、そのその課長以上のやはり数を高めるとような努力をしていただきたいと思います。

そういう中で、牛久市役所内においては、女性の雇用が一番多い職場として、また市内企業に対してやはり行政主導という、そういう立ち位置の中で、庁内から手本を示す必要があると考えられるわけです。今回、一応廃案となりましたが、法案として再びこの女性が輝く社会の構築については、やはり先ほど申しましたように、社会全員がこの議論、女性がやはり社会に出て活躍するということによって経済的効果も、そして女性の本質の心の細やかさ等が特に必

要とする部門においては十分にその力が発揮されていくと思いますので、そういう意味をもちまして、安倍総理が2020年までに地方自治体に数字目標として30%の女性の登用を義務づけておられるわけですが、この今御答弁がありましたように、補佐をカウントしますと20.1%ということなので、対して牛久の場合は30%の数字目標は高いものではないと思いますが、課長以上ということで考えた場合、高いハードルかなと思いますけれども、一応課長以上の執行部が数字目標として考えている数字はどのぐらいかお尋ねしたいと思います。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 2020年度までに30%という数値目標は、かなり高い目標ではございますが、当市では牛久市男女共同参画推進実施計画におきまして、平成29年度までに女性管理職の割合目標を23%と定めております。まずはこれを目標といたしまして、そのための女性職員の人材育成を行うことが重要であると考えておりますので、実現に向けた施策を実施してまいりたいと考えてございます。市の目標設定につきましては、先ほども申しましたとおり、課長補佐以上を管理職として捉えている数値目標でございます。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 行政にありましては、法令遵守という意味合いからも、23%ではなく、国が掲げる30%を目標にして、ぜひまだ時間もありますので、女性の管理職の養成に当たっていただきたいと思います。

それと並行しまして、市役所内において女性が主導的立場で活躍するということは、勤務時間も長くなると考えられます。また、経験の中の知識だけでは今後税収が落ち込む中でよりよい市民サービスの執行者とはなり得ません。ですから、休日なども返上しながら先進自治体の情報収集なども必要となっていくわけです。家庭と仕事のバランスに対する解決の答えは大変難しいのが、今までの国の政策の中でも十分にとって、理解できるのですが、そのやはり先ほど申しましたように、行政は指導的立場を遂行する役割として、この仕事と家庭の両立をどうしたらうまくいくのか、やはりその仕組みづくりをして、それをやはり民間企業のほうにそのセオリーといいますか、そういうものを示していく必要があるのではないかと考えております。この辺については、女性がやはりその責任の重い中で、周りの職員の人たちがどのように女性管理職の方たちをサポートして、その仕組みづくりをつくっていくのかお聞かせください。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 仕事と家庭の両立ができる仕組みづくりという御質問でございますが、安倍内閣により最重要課題として「女性の力」が十分に発揮され、日本が活性化するように「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置をされました。牛久市役所におきましても、女性の力に大いに期待をしているところでございます。しかしながら、そのためには仕事

と家庭を両立できる環境を整えることが重要と考えております。育児休暇等の法制度を積極的に進めることはもとより、女性だけでなく男性の意識改革も必要になってまいります。

このすべての女性が輝く政策パッケージについては、具体的な国の計画などについてまだ示されておりませんが、職員の意識改革や業務改善など、できることから実施していき、国の状況をいち早くキャッチし、具体的な計画を実施できる仕組みづくりを検討してまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 本当に女性が家庭と仕事を両立するというのは、先ほども申し上げましたように、女性は家事や育児というものがやはり女性ならではの仕事として、やはり女性の特性といますか、そういう中でどうしてもやっていかなければならないということでありますので、その辺につきましてはぜひ役所が女性の多い職場としてぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に、市役所が女性管理職に対して、介護をしなければならなくなったときや育児が出産などで長期休暇が必要なとき、市役所では管理職の職責をどうしているのでしょうか。復職したときの処遇についてお尋ねいたします。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 介護休業制度や育児休業制度は、働く者のための制度であり、取得したことにより不利益な取り扱いをすることはございません。また、管理職が長期に休業する場合は、その職務は他の者が代行することとなりますが、基本的には復職するときその職責を全うできるかを判断し、その状況に応じて適切な対応を検討することとなります。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 当然の今の答弁ではあると思います。なかなか管理職であった方が長期育児休暇や出産休暇で休んだ場合、なかなかそのブランクを埋めることができないということで、今さまざまな議論がされているのが現状でありますので、やはりその辺につきましても、市役所の中においても十分に議論をした上で、女性がどんどん管理職になれるようなその周辺整備、周りの整備ですね、男性管理職の協力や、あとは市職員の処遇改善等についても今後の課題として議論していただきたいと思います。

それと、やはり女性が社会で活躍するというのを国が今、総理がもう大声で掲げ、そして各省庁が協力し合っておりましても、まだ女性個人が頑張っているけれども、なかなか社会を変える力にはなりません。やはり介護も育児も出産も、一番身近な行政がどのようにしたら、一番女性が社会進出ができるかということは、今の牛久市内の皆さんの声を聞いておりますと、

女性はなかなか管理職になりたい人もいないし、その役割が余りにも重いということなので、やはりこのことにつきましては地域の力や行政が本当に、先ほど申しましたように、一丸になって支えるというようなネットワークづくりをやはり今いる管理職の方たちの実体験の中からまとめ上げて、そして女性を応援することが重要になってくるのではないかと思います。地域、個人、全部が一緒になって取り組むという、この真の仕組みづくりについて、牛久市はどうかわり、どう進めていくのかをお尋ねいたします。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 行政として、地域として、個人として、介護や育児・出産などについての支援の仕組みづくりをどう取り組んでいくかにつきましてでございますが、市民の介護や出産・育児などに対する支援としましては、市民が安心して生活できるような行政サービスの充実が重要となっております。

このため、当市では、これまで介護予防や介護支援に対する福祉サービスの充実や、保育園への待機児童数ゼロや児童クラブの拡充など子育て支援の充実を図ってまいりました。その結果が、当市における人口増加にもあらわれていると感じております。

今後につきましても、女性だけでなく全てが安心して生活できるよう、行政サービスをより充実してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 牛久市におきましては、いち早く児童クラブとか保育園の延長保育とか、そのようなことを実施してきて、女性が社会進出ができるような、そのような条件整備をしてきたことは十分に承知しておりますけれども、まだまだ女性が外に出て十分にその力を発揮できるような環境にはないわけですが、例えば今女性が働いている半分は土曜日・日曜日など働かなければならないサービス業に従事しておりますので、土曜日・日曜日等のやはり保育所等の稼働が必要であり、その運用などについては今後どのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答え申し上げますが、保育園につきましては土曜日当然開園しております、お子さんを預かっている状況でございますが、日曜日という需要もおりかとは思いますが、今現状の中では、月曜日から土曜日ということで、今後、ニーズ調査の結果では今のところは月曜日から土曜日で組んでございますが、社会情勢がどう変化していくか、それはその都度判断していかなければならないというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） それでは、次に母子家庭の生活の安定、非正規雇用の方を含めた働く女性の処遇改善も、女性が輝くアベノミクスのパッケージの一つでした。今まで満足ではないにしても、母子家庭の生活の安定のための自立支援対策や児童扶養手当などがあります。安倍総理が改めて打ち出した政策ということで、さらなる充実が期待されていたのですが、これらを踏まえながら、牛久市といたしまして母子家庭の生活の安定のために、就業などの相談等を含め包括的に市民のワンストップ相談窓口をつくる必要があると考えられます。牛久市の現状をお尋ねいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） それでは、私のほうからは、母子家庭の生活の安定についてお答え申し上げます。

国の「政策パッケージ」の「母子家庭の生活の安定」、この6項目、6項目といたしますが、「政策パッケージ」の6つの項目のうち、健康で安定した生活の項目の中に、施策として「母子家庭への総合的な支援体制の強化」が示されており、母子家庭の生活支援や就業支援を総合的に行うために専門員の配置やワンストップサービス相談窓口の構築が示されております。

牛久市では、ひとり親世帯は毎年増加しており、児童扶養手当の対象者は10月末現在で698世帯となっており、昨年同月と比べますと約3%増加しております。お子さんが18歳に到達されるまでのライフステージの中では、ひとり親の方は特に生活支援や子育て支援、就労支援をきめ細かくサポートしていく必要があると認識いたしております。

このため、児童扶養手当の担当職員と家庭相談員は、窓口だけでなく、保健・福祉・教育部局の「切れ目のない連携」の中で、サポートが必要な対象者を発見し、個別に援助活動を行っております。

生活支援や子育て支援としては、さまざまな手当や就学援助費などの給付、保育園利用、一時預かり、ショートステイの利用など、個別のニーズに応じて制度への御案内を行っております。

就労支援につきましても、県の支援を受けまして各種の給付金制度や就労の案内を行っておりますが、市では本年8月と10月に就労相談をより身近で受けることができるように、試行的にハローワーク龍ケ崎の協力を得て、ひとり親家庭の就労相談会を実施いたしました。

相談会では6名の相談があり、うち3名が就職につながりました。今後、就労相談会は定期的に開催していく方向でハローワーク龍ケ崎と現在調整中でございます。

また、27年4月施行の「子ども・子育て支援新制度」の開始に伴いまして、市の事業計画の中に「ひとり親家庭の支援充実」を盛り込み、現在審議会で御審議をいただいているところでございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今お答えいただいたひとり親世帯、698世帯、大変多い数字であります。この方たちがその母親が病気とか事故によって働けない状況になったときに、その子供たち、そこに生活しているその子供たちが大変な状況に陥っていくわけなので、その辺についても牛久市独自のきめ細やかな援助・援護というものをやはり考えていかなければならないのは言うまでもありません。

そういう中で、現在この698世帯の中のひとり親世帯の人たちは今、きのう、8月からの就労支援の中で就職できた人がいるということなのですが、この698世帯の中で、皆さん就労されているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答え申し上げますが、個別にどなたが就労していて、していないかというような、そういったような分け方といいますか、そういう統計はございませんで、所得によって一部支給停止だとか、そういった数は当然これは押さえてございますが、ここがどういう形でというところまでは個別に押さえているわけではございません。以上でございます。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） ということでありますが、やはりあの698世帯の中では、親と同居して生活の安定というようなことであるならばいいのですが、やはり親、母親とその子供ということになっておりますと、大変その生活の状況というのは大変なことになると思いますので、その辺についても今後しっかりと、その世帯の人たちを見守りながら支援、そして援護していただければと思います。

また、女性が社会で働くということでは、いろいろな問題を抱えておりますが、牛久市のパートなどで働く女性の非正規雇用の中で、雇用や雇いどめなど、職場でのセクハラや妊娠・出産を理由に不当な取り扱いが、これまで市役所内にそういう問題が伝えられたことがあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山越 守君） 経済部長坂本光男君。

○経済部長（坂本光男君） 私からは、パートなど非正規雇用の働く女性の処遇改善に関する総合的な取り組み、あと企業内への働きかけについてお答えをいたします。

国や県でさまざまな支援事業を盛り込んでおります、この事業については盛り込んでございます。例えば、県では、出産や子育てのために離職した女性の再就職支援のためにキャリアカウンセリングを受けられるようにしたり、再就職のための職業訓練講座の受講について10万円を上限に助成するなどの支援策をまとめた「子育てママ再就職支援事業」を展開しております。

ます。

この事業は、平成24年度には県内で38名、うち牛久市内で1名の方が利用いたしまして、平成25年度には県内で9名の方が利用し、市内での利用はございませんでした。

市では、県やハローワークと連携をとりながら、それらの支援事業について広報紙や窓口での資料配布などさまざまな形での情報提供を行っております。一方で、市内の主な企業に毎年行っている企業調査アンケートの際に、関係法令のパンフレットを配布するなど啓発を行っております。しかしながら、市内では中小規模の事業者が多いこともあり、なかなか各事業所において働く女性のための雇用環境が整っていないのが現状でございます。

そのため、市では、事業所への働きかけだけではなく、子育て支援を進めることで、女性が働きやすい雇用環境の整備に積極的に取り組んでおります。保育園の定員を平成18年度の700人から平成27年度には2,014人にふやすほか、幼稚園では今年度から水曜日の午前保育を午後2時まで拡大し、児童クラブでは平成23年度から週2日以上以上の就労で利用が可能となるなど、保育園、幼稚園、児童クラブを利用しやすくすることで、女性が働きやすい雇用環境の整備に努めているところでございます。

牛久市では、このように国の施策が打ち出される前から、女性が働きやすい雇用環境の整備に率先して取り組んでおりますが、今後も国の動向を精査しつつ新たな施策や支援事業が設けられた際には、速やかに事業所と働く女性の双方に対して取り組みの周知を図ってまいりたいと考えてございます。

最後に、女性の非正規雇用において、解雇や雇い止めなど、また職場でのセクハラや妊娠・出産を理由に不当な取り扱いがこれまで市内企業で問題視されたことがあるかとのことにつきましては、市には直接相談が寄せられておりませんので、そういう状況については把握してございません。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 本当にこの女性の輝く社会で、どうしたら女性が働けるかというのは、本当にいろいろ課題もあります。そして、また県のほう、国のほうの連携の中で、牛久市は今おっしゃるように先んじていろんな政策をしながら、その環境整備をしているということではありますけれども、やはり女性が働くという、そういうことでは男性の今までの文化的なそういう考え方をやはり壊していかなければならないという一方での理論がありますので、これについては社会全体が一丸になって取り組んでいかなければならないであろうというふうに考えているところであります。

次に、友好都市について質問します。

○議長（山越 守君） 9番黒木のぶ子君に申し上げます。一般質問の途中ではありますが、

ここで暫時休憩いたしたいと思います。再開は13時20分といたします。

午後0時10分休憩

午後1時20分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

9番黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 次に、友好都市について質問いたします。

昨年12月、市長や市議会議長、そして市の所管部長などがイタリアのグレーヴェ・イン・キアンティ市を訪れ、牛久市と友好都市を結んだことは周知の事項です。なぜ遠路はるばる151万円もの税金を使い、イタリアのキアンティ市かといえば、1980年代に運動が始まったスローフードもイタリアが発祥と言われ、ファストフードの価値観とされる、安く、早く、簡単で大量生産とは異なり、スローフードは食品の由来や品質や新鮮さなども含め、その地域の独特なオリジナルな食文化とされていることは御存じのとおりです。また、スローシティーの考えの基本としては、決してまちの構造や建築だけの問題ではなく、人と人が助け合ったり、商業ベースのもてなしではなく、そこを訪れる人も住む人も、心から人を大切にするという、目に見えないものの価値がスローシティーの骨格であり、理念とされております。

牛久市もスローシティーのまちづくりの基本理念として、スピードや利益や効率ばかり重視しないで、ゆっくり人間らしく暮らせるまちづくりをするため、本場イタリアに出向き、細部にわたり視察研修をしてきたものと考えます。

そこで、質問ですが、キアンティ市との今後の定期的交流の有無についてお聞かせください。

○議長（山越 守君） 市民部次長岡見 清君。

○保健福祉部次長兼市民活動課長（岡見 清君） 私からは、イタリア、グレーヴェ・イン・キアンティ市との今後の定期交流の有無についてお答えいたします。

今後の交流計画につきましては、牛久市国際交流協会の主催事業として、来年度、牛久市から市民団をグレーヴェ・イン・キアンティ市に派遣する予定であります。現在、派遣の時期や内容について、グレーヴェ・イン・キアンティ市役所の担当者と調整をしているところです。

グレーヴェ・イン・キアンティ市役所の担当者とは、電子メールにより普段から連絡をとり合い、意思の疎通を図っています。また、先般、行われましたスローシティーをめざすまつりについても情報提供したところ、グレーヴェ・イン・キアンティ市のインターネット新聞に記事を掲載していただきました。

そのほかに、牛久市として、姉妹都市・友好都市との交流の役立てる目的で、日本語、英語、

イタリア語で書かれたフェイスブックを立ち上げ、広く情報を発信することに努めています。

そして、双方のまちの発展と文化、経済、市民の交流という目的を果たすため、言葉や習慣の違いを認め合いながら、時間をかけて意思の疎通を図り、信頼関係の構築に努めてまいります。

今後におきましては、グレーヴェ・イン・キアンティ市からも市民団に来ていただき、双方の一般市民が定期的に行き来できるような形が望ましいと考えています。

そのように、一般市民レベルの交流をしていく中で、スローシティの先進地であるグレーヴェ・イン・キアンティ市からスローシティの考え方を学び、牛久市のまちづくりに生かしていきたいと考えています。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今答弁をいただいたのですが、来年度に行くということなのですが、それも市民を対象に交流させるということなのですが、牛久市の場合は、姉妹都市がありますよね、ホワイトホースやオレンジ市、その整合性なんかの、どういうふうにやっていくのかということ、そしてまたその市民だけではなく、その随行というか、そういうときには市長を初め関係所管の担当者等も一緒に同行するのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山越 守君） 市民部次長岡見 清君。

○保健福祉部次長兼市民活動課長（岡見 清君） まず、ほかの姉妹都市との関係でございますが、ホワイトホース市につきましては皆さん御存じのとおり、中高校生、こちらからホームステイ、隔年ごとにこちらから行き、そしてまた向こうから子供たちが来て、こちらにホームステイするような形の交流を中心にやっております。

また、オレンジ市につきましては、市内の3つの高校がそれぞれオレンジ市の高校と姉妹校を結んでおりまして、毎年、高校生を中心に交流を行っております。

イタリアの、先ほど答弁でも申しましたとおり、イタリア、グレーヴェ・イン・キアンティにつきましては、やはり文化、経済、市民の交流という形で交流、これから検討していくわけなのですが、その手始めとしまして、来年度、先ほど申しましたように、市民団を派遣する調整をしているところでございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 確認といたしまして、オレンジ市やホワイトホース市は子供たちが対象で、グレーヴェ・イン・キアンティ市の場合は市民が対象であるというふうに理解してよろしいのでしょうか。再度お尋ねいたします。

○議長（山越 守君） 市民部次長岡見 清君。

○保健福祉部次長兼市民活動課長（岡見 清君） ホワイトホース市とオレンジ市につきましても、記念事業として市民団が行ったり来たりしたこともありますけれども、今申し上げたのは、子供たちを中心というような意味でございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） その市民の方たちのこのキアンティ市に派遣という形なのか、交流させる場合には、どのような形で皆さんの市民団体の、例えば少し市からの補助金を出すからというような形なのか、それと全く自己負担の中でその交流をするのか。それと、人数等についてはどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山越 守君） 市民部次長岡見 清君。

○保健福祉部次長兼市民活動課長（岡見 清君） まず、人数等でございますが、先方の担当者と調整をしておりますが、グレーヴェ・イン・キアンティ市のホテル、大きなホテルがございません。その辺の関係からも現在調整中でございます。

それと、行く経費でございますが、これも前回ホワイトホースに行った場合に、全額自己負担という経過もありますので、その辺も含めて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 多くの方たちがその牛久市が掲げるスローシティの本来本元のその五感で感じる、そして市民が本当にそのスローシティというよさを感じていただくために、多くの方たちにいろいろ呼びかけの方法はあると思うのですが、そのような方法で参加者を募っていただきたいと思います。

次に、ワインについてですが、市長が7月26日の常陽新聞で、キアンティ市のワインを市内の酒屋で販売したり、飲食店で気楽に楽しめるようにすると言っておりましたが、ワインの購入は毎年今ごろの季節ですかね、それともどういう形で購入するのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山越 守君） 経済部長坂本光男君。

○経済部長（坂本光男君） 私からは、ワインの購入についてお答えをいたします。イタリア、グレーヴェ・イン・キアンティ産のワインの購入と相互交流の質問にお答えいたします。

イタリア産ワインに関しましては、去る10月7日に開催した第2回うしくスローシティをめざすまつりにおいて、昨年12月に友好都市の締結を行ったスローシティの概念の発祥の地であるイタリア、グレーヴェ市産のキアンティ・クラシコワインを4つのワイナリーから9種類290本を提供することができました。

次に、ワインの輸入の継続と経済交流についてでございますが、祭り開催時の単発の輸入と

いうことではなく、本市が輸入業者と牛久市酒販会の仲立ちとなり、市内3店舗にて330本を販売することが決定しており、12月中に販売が開始される予定となっております。さらに、商工会料飲業部会の店舗においても提供できるよう協議を進めているところです。

以上のように、ワインの輸入はグレーヴェ市との交流の一部として現在進めているところでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） ただいまの答弁では、キアンティ・クラシコワイン、そのほか9種類ということで、その取り扱い店が市内の酒屋ということなのですが、この3店舗が輸入元というふうに理解すればよろしいのでしょうか。その辺についてお尋ねします。

○議長（山越 守君） 経済部長坂本光男君。

○経済部長（坂本光男君） 輸入につきましては、先ほども答弁しましたとおり、牛久市が仲立ちになって輸入業者のほうを紹介しておりますので、今回市内の3店舗についても直接そちらのほうと輸入とするというような形になっております。ただ、牛久市は仲立ちをして、輸入業者を紹介をしているということになります。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 一応スローシティーまつりに参加した人たち、大変おいしかったというような話も聞いているのですけれども、この市内、330本今回輸入するという、その3店舗について、どことどこが3店舗なのか。仲立ちとしてもどこかが輸入元とならなければ、その輸入のそのワインの置き場所とか、そういう部分についてもちょっと説明がつかないのではないかと思いますので、その3店舗の店名と、その輸入元、仲立ちとする市の立場で、ただ市が全部保管していて、その3店舗が販売・小売するという、そういう理解でいいのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（山越 守君） 経済部長坂本光男君。

○経済部長（坂本光男君） グレーヴェ産の輸入をした3店舗につきましては、まず牛久市には酒販会が、24店舗酒販会に加盟しております。そのうちでそのグレーヴェ産のキアンティ産のワインを販売をする取り扱いを募ったところ、3店舗、天満屋酒店さん、あと株式会社池辺食品さん、タマノ酒店さんの市内の3店舗が取り扱いを希望いたしました。その希望いたしましたことによりまして、今後輸入を継続していく中で、牛久市が輸入代行業者のほうとの連絡をとっているということになります。実際には、ですから直接入ることになります。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） ちょっとその牛久市が一応何か仲立ちになってということなのですが、その本来は、いろいろ輸入するにしても何にしても、どこかがその一括して注文す

るという形のほうが合理性があるわけなのですが、その辺について、売るお店は天満屋さんと池辺商店と、あともう一つはっきりしなかったのですが、あの3店舗であるということは確認というか、承知しましたけれども、仲立ちとって、市がそれを介在、介在というか、その仲立ちになること、そのものが販売するというもののほうが、市民にとって安価で手に入るような気はするのですが、その辺がちょっと理解できないので、再度その辺について説明いただきたいと思います。

○議長（山越 守君） 経済部長坂本光男君。

○経済部長（坂本光男君） あくまでも今回初めてスローシティをめざすまつりの中で、初めて輸入をしました。ですから、向こうとのつながりもありませんでした。その中で、牛久市が輸入業者を介して輸入をしたという、牛久市が輸入の注文をしたということが経緯でございます。その輸入元のいわゆる輸入代行、代理店を通して、今度は市内の酒屋さんが直接、いわゆる商社に注文をするというような運びとなるようになります。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 3店舗以外にお酒を販売している小売業者の人たちは、このキアンティのクラシコワインの9種類を取り扱いたいと言ったような場合は、どこにその旨を伝えて、取り扱うことができるのかどうかを再度お聞きします。

○議長（山越 守君） 経済部長坂本光男君。

○経済部長（坂本光男君） 新たに輸入をしたい、取り扱いをしたいというようなお店が出てきた場合には、牛久市、私どものほうでも結構ですし、また直接、もう既に輸入の手続をとっている3店舗の店舗のほうから御紹介していただいても結構ですし、できるだけキアンティ市との、グレーヴェ・イン・キアンティ市との交流に協力していきたいというふうを考えております。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） それでは、次に質問をかえます。

牛久市がスローシティということを目指して、まちづくりに対し、それぞれの所管がネットワークを結びながら取り組んでいることは、この議会でも執行部から出てきますいろいろな計画案の中でも十分に熟知しておりますが、さらにその取り組んでいる内容について伺いたいと思います。

最初に、環境部関係が取り組んでいることをお尋ねしたいと思います。

○議長（山越 守君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長兼環境政策課長（梶 由紀夫君） 私のほうからは、スローシティのまちづくりの具体的取り組みのうち、環境部にかかわる御質問についてお答えいたします。

牛久市は、平成20年3月に茨城県で初めてバイオマスタウン構想を公表し、耕作放棄地の解消、廃食用油を利用したバイオディーゼル燃料の製造等の事業を進め、昨年、国にその実績が評価され、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省の7府省による国内初のバイオマス産業都市に認定されました。

この認定に基づき、既に御案内のとおり、BDF製造施設及び木質ペレット製造施設を牛久市が所有する久野町のグリーンファーム敷地内に整備し、試験運転と製造が始まっており、間もなく供給を開始いたします。

本事業では、市内及び近隣自治体と協働し、バイオマスの確保とエネルギーへの転換、共有を目標に、その循環の環を広げていく予定です。また、産業都市のテーマである地域産業の創出については、自治体のみならず民間事業者との協働、市民への普及等、事業の広がりを念頭に事業を進めてまいります。

本市のバイオマス産業都市構想は、エネルギーの地産地消を進め、環境に優しく、災害に強い循環型社会スローシティーを目指すことを目標として掲げております。

今後は構想の実現に向け、近隣自治体及び関係事業者等でバイオマスの共有と有効利用を協議する場として、バイオマス利用促進協議会の設立を調整するなど、積極的な事業展開をしてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） ただいまの御答弁で、日本初の牛久市がバイオマス産業都市に認定されたということなのですが、バイオマスディーゼルについては、この燃料は菜の花を原料として廃食用油の利用で、1993年の滋賀県愛東町、現東近江市の取り組みが最初であったというふうに本というか、資料などに書かれておりますが、その牛久市が認定されたバイオマス産業都市の認定条件に必要なとされるというか、日本一というか、日本初ということで認定された、その必要な条件はどのような条件だったのでしょうか。

○議長（山越 守君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長兼環境政策課長（梶 由紀夫君） 先ほど私が申し上げたような近隣との、これはプレゼン形式でして、7府省の方、それから委員さんがいるところで、いらっしゃる会議のほうで審査会がありまして、そちらのほうでプレゼンをさせていただきました。

内容につきましては、先ほど私が申し上げたとおり、近隣自治体と協働でやっていく。牛久市が評価された理由としましては、通常ですと、グループを組んで近隣市町村が応募してくるところを、逆に1市が周りに呼びかけながらやっているという点が認められたというふうに審査員のほうのコメントをいただいております。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 本当に大変、その日本初のということは、大変な業績というか、大変なことだったと思いますが、その7府省に対してのプレゼンテーションが大変上手というか、好評だった結果の産業都市の認定だったというふうに理解いたしました。

そういう中で、本当に化石燃料を今まで主体として生活している私たちですが、この化石燃料は人の健康に対し有害とされる窒素化合物や硫黄化合物の発生源であり、また環境の面からいえば、酸性雨や二酸化炭素による地球の温暖化などの問題があり、それを改善するために、本当にバイオディーゼル燃料は人間にも自然にも優しいものとされています。さらに、環境への配慮として、バイオディーゼルは車の燃料のほか、ディーゼル燃料への添加剤として使われ、副産物としてグリセリンが発生すると言われておりますが、自然に優しいエコの推進として、石けんとして再利用されるというようなことも考えられる、そのようなことについて牛久市の現状の考えをお尋ねいたします。

○議長（山越 守君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長兼環境政策課長（梶 由紀夫君） このバイオディーゼル石けんにつきましては、バイオディーゼル燃料が製造される以前は、家庭排水浄化推進協議会という、今廃油会社の母体となっている団体さんがあるのですけれども、そちらのほうで石けん等をつくっていた時期があるそうです。それから、今も回収されている業者さんのほうで石けんの原料を落とされているところはあるそうですが、牛久市の場合は、エネルギーに転換しようということで、この事業を始めております。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木議員に申し上げます。質問の残時間が少なくなっております。要旨を拝見しますと、まだたくさん残っているようでございますので、簡潔にお願いを申し上げます。

○9番（黒木のぶ子君） それでは、バイオディーゼル燃料は牛久だけでなく、今次長のほうから説明があったのですが、龍ヶ崎を初め取手市や土浦市、阿見など近隣自治体に、公用車やコミュニティバスなどに利用しているとのことですが、安定的収入の確保が見込まれるのであれば、農家に働きかけ、菜の花の生産の拡大を図ってみてはいかがでしょうか。どのように考えておりますか伺います。

○議長（山越 守君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長兼環境政策課長（梶 由紀夫君） 黒木議員の御質問にお答えします。

菜の花につきましては、もともとこの事業、バイオマスタウン構想を20年につくったときに、耕作放棄地を再生しまして、そちらに菜の花を植えて、そこから搾った油で給食のほうの油を賄って、その給食で使った油についてバイオディーゼルにしていきたいと思いますという発想から始まっております。現在もグリーンファームのほうで菜の花のほう、菜種のほうは生産

していただいて、そちらの油を学校給食で使って、それをバイオディーゼルのほうに転換しているという状況です。

農家のほうにつきましては、今後の検討課題とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 耕作放棄地のその一つの方法として、バイオディーゼルを生産しているというのはわかっておりますが、現時点で農家の人たちも、俺たちにも定期的な収入があるならばやらせてくれというような声もありますので、その辺については今後ぜひ農家の人たちの御意見も聞いていただければと思っております。

続きまして、ペレットストーブのことなのですが、これは建設部関係ですかね。じゃあ建設部が取り組んでいるスローシティの内容についてお聞かせください。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） それでは、建設部局としてのスローシティの考え方についてお答えしたいと思います。

都市計画マスタープランの中で、グリーンロード構想を位置づけまして、スローシティのまちづくりを進めるということで進めておりますが、グリーンロード構想におけるスローシティのまちづくりについて、具体的には各小中学校を単位とする行政区のまとまりを地域生活圏として位置づけ、牛久駅・ひたち野うしくの2つの駅を中心に都市機能を集約した中心拠点を位置づけております。各地域生活圏においては、それぞれの特性を生かし、メリ張りのある生活圏を形成するとともに、まちの活力を支え、人々の交流やにぎわいのある中心拠点の活性化と生産の活性化を進めるよう、コンパクトな市街地の形成を図ります。

グリーンロード構想では、これらの生活圏や拠点の相互関係と交流を支え、自然を間近に感じ、また生活に便利で、ゆったりとした時の流れが感じられる、人間サイズに立ったネットワークによる集約と連携のまちを進めるとしてあります。

具体的には、地域生活圏では地区社協などを中心にそれぞれの地域の個性を生かしたまちづくりを進め、その地域の継続的なコミュニティの活性化を図っていくこととしており、中心拠点においては市民生活に必要な機能を集約し、利便性の高いコンパクトなまちづくりを進めております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今、建設部関係からグリーンロード構想のことをお伺いしましたけれども、グリーン構想の中では、徒歩や自転車の利便性を優先させるとのことでしたが、中心市街地は超高齢化地区で、買い物や病院へは車の利用が便利で、政策の力点の置き方では、スローシティとは相反する生活がしづらくなる可能性があります。その点についてはどのよう

に考えているのかお尋ねします。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） それでは、都市計画の中で、スローシティというものをどのように位置づけしているかということについてでございますが、都市計画マスタープランでは、効率性・即効性・競争性・利益の優先や一方的な優位性の確保から脱却し、調和と共存を重視し、ちょうどよい人間サイズの規模、人への思いやりや環境への配慮を進める考え方をスローシティの概念としております。

また、本計画では、成長期から安定期、言いかえれば、「スピードからスローへ」と向かいつつあるまちの状況を踏まえ、本市の抱える課題、向かうべき方向を捉え直し、これまでの都市基盤整備や宅地開発のみならず、生活圏に機能を集約した効率的な土地利用や拠点の配置等を再考し、継続的な世代循環のもとで人口の社会増を目指すとともに、市の収入源である税収の保持や、超高齢化社会への対策、地域コミュニティの維持・再生、循環型社会の構築を進めることが必要であるとしています。

また、都市計画マスタープランにおきましては、まちづくりの構想を実現する4つの柱とし、まして、1つ、暮らしやすい生活圏づくり、2つ目として、まちの活力づくり、3つ目として、まちを結ぶネットワークづくり、最後に4つ目としまして、緑を守り自然に優しいまちづくりを位置づけ、それぞれの柱ごとの具体的な方針、現状と課題、目的を定め、実現のために施策については、各課の所掌事業の中でハード・ソフト両面のまちづくり事業を進めてまいります。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 続きまして、経済部関係のスローシティの取り組みについてお尋ねします。スローシティの理念の1つに、スローフードでのまちであることが大切な要因であり、食べ物はただ空腹を満たすだけでなく、環境によくて、おいしく、生命を守り、健康を傷つけない、安全な方法でつくられるべきであると考えたときに、やはり農薬がどのように使われるのが大変問題となってきます。

そして、また環境に対し負荷の少ない農業をするというのが、やはりスローシティの理念にかなったまちづくりかと思いますが、この辺についてお答えしていただきたいと思います。

○議長（山越 守君） 経済部長坂本光男君。

○経済部長（坂本光男君） スローシティのまちづくりの具体的な経済部の取り組みについてお答えをいたします。

牛久市は、効率性や利益優先の考え方から脱却し、調和と共存を重視したスローシティ・スローフードのまちづくり、いわゆる食とエネルギーの地産地消を中心に現在進めているとこ

ろでございます。

その中で、スローフードは、環境負荷の少ない農法で栽培した地場産食材を、その地で昔からある方法で調理しじっくり味わおうとするものであり、日本では古くから身土不二という言葉があります。身土不二とは、その土地で先祖代々食べられてきた地元産の食材を食べることが健康維持の秘訣であるという考え方であり、まさにスローフードの考えに合致したもので、牛久市が進めている地産地消の取り組みそのものであると認識をしております。

特に地場産野菜につきましては、市営市場より出荷された「牛久新鮮野菜シール」が張ってある野菜が、牛久運動公園や福祉センターの直売所、またコンビニエンスストアにおいて仲買人を通して販売をされており、非常に好評を得ております。

さらに、学校給食につきましても、米は牛久市産のコシヒカリ100%を使用し、パンも月に1回から2回は牛久市産の小麦からつくられたものが出されております。うどんについても、牛久市産小麦100%でつくられたものを提供し、子供たちにも大変評判がよく、このほかの野菜を含めると、牛久市産の食材が全食材の66%を占めております。

また、ことしで2年目になります「うしくスローシティまつり」におきましても、牛久市産の野菜を初め、市内の畜産農家が飼育した牛や豚、鳥を使った肉料理を提供するなど、地産地消を積極的に進めております。

なお、御質問の農薬につきましては、有機農業や減化学肥料、減農薬に取り組み、環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農家に対し、国、県及び市より環境保全型農業直接支払交付金を交付するなど支援をしております。

そのほかにも平成18年度より表土の流失防止や水質保全を目的に、緑肥として麦を播種し、土の中の肥料成分を地下水へ浸透するのを防ぐカバークロープ事業を進めております。

今後におきましても、できる限り農薬に頼らない農業について、調査、研究を重ねながらスローフードのまちづくりを進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今、経済部長のほうから、市独自の事業としては素晴らしい事業をしているということはお伺いしましたが、これを市全体に広めていかなければ、この牛久スローシティという、その名前のおりにはなっていないというふうに思っておりますので、ぜひこれからその辺について、次回かまたその次のときか、チャンスがありましたら質問させていただきたいと思っております。

最後になりますが、スローシティをめざすまつりが10月7日に実施されましたが、その実施状況と内容についてお聞かせいただきたいと思います。これについては、ぜひその地域の経済効果等についても、知る範囲の中でお示しいただければ結構なので、ぜひお願いいたします。

○議長（山越 守君） 経済部長坂本光男君。

○経済部長（坂本光男君） 御質問のうしくスローシティをめざすまつりは、地産地消の推進及び商業・農業のさらなる活性化と市民交流を目指し、食文化の継承とその魅力を広める一環として開催しているものでございます。

平成25年8月20日に第1階を開催し、市職員互助会506人、市民60人の、合わせて566人が参加をいたしました。第2回は平成26年10月7日に開催し、市職員互助会639人、市民227人、合わせて866人が参加し、第1回と比較して300人の増加があり、着実に広がりを見せております。

祭りでは、商工会料飲業部会の協力のもと、第1回は11店舗、第2回は12店舗が参加して、牛久市の牛肉、豚肉、鳥肉を使用したオリジナルメニューによるグルメコンテストを開催するとともに、地場産野菜を使用した料理を提供することで、本市が目指すスローシティの考え方の1つである食の地産地消を推進するアピールの場といたしました。

さらに、先ほどワインの購入の質問でお答えしたとおり、第2回では、友好都市であるイタリア、グレーヴェ市産のワイン、4ワイナリーの9種類290本と、姉妹都市である常陸太田市のワイン36本を合わせて326本を提供いたしました。

今後は、この祭りをきっかけとして、地元産の食材を地元で消費できるサイクルを確立できるように進めるとともに、参加する店舗を広くアピールすることで、市内の商業振興に寄与できるようにしたいと考えております。既にこれまでのイベントに参加した各店舗などでは、地元産野菜を使ったオリジナルメニューやグレーヴェ市産ワインを提供する独自のイベント等を企画する動きが出ていると聞いております。

このような動きと連動し、この祭りが牛久市内の地産地消の象徴的な祭りとして位置づけられるよう、来年度以降も開催したいと考えております。

実際に料飲業部会で出店されたお店のほうは、お客様がやけにふえてきたと。なぜかなというようなことの間い合わせもありまして、スローシティまつりのときの料理を食べたいという方が実際に訪れて、営業も随分お客様が入ってきていると。営業中にですね。お昼どきにもかなり人が多く入ってきているというふうなうれしいものが聞こえてございます。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 本当に名実ともにスローシティの名に恥じないような、そのような理念のもとにぜひ推進していただきたいと思っております。

以上で私の質問は終わります。

○議長（山越 守君） 以上で、黒木のぶ子君の一般質問は終了いたしました。

次に、1番藤田尚美君。

〔1 番藤田尚美君登壇〕

○1 番（藤田尚美君） 皆様、こんにちは。公明党の藤田尚美です。通告順に従いまして一般質問を行います。

初めに、子育て支援についてであります。

厚生労働省の発表によると、2013年度の全国の児童相談所が対応した児童虐待の件数は7万3,765件でした。2012年度より約7,000件ふえ、統計をとり始めた1990年度から23年連続で過去最多を更新しております。10年前から2.8倍にふえているのですが、増加の背景には虐待そのものがふえたことに加え、社会的意識の高まりによって虐待の相談・通報がふえたことも大きな要因が考えられます。

さらに、虐待された児童だけではなく、虐待を目撃した兄弟も心理的虐待を受けたとして対応するよう厚生労働省が指針を変更したことも、増加要因の1つとして挙げられております。

2013年度の相談対応件数の内訳を見ると、種類別においては、身体的虐待35.3%、心理的虐待33.6%、ネグレクト28.9%、性的虐待2.2%となっており、虐待者別では、実の母が57.3%、実の父が29.0%、実の父以外の父6.2%、実の母以外の母0.8%、虐待を受けた子供の年齢別においては、小学生35.2%、3歳から学齢前24.7%、ゼロ歳から3歳18.8%、中学生14.1%、高校生7.2%という報告が上がっております。

そこで、牛久市における現状をお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） それでは、児童虐待の現状と課題についてお答えいたします。

全国的に児童虐待の件数は毎年右肩上がりが増加し、平成25年度の速報値、先ほど議員から、おっしゃいましたが、7万3,765件となり、依然として痛ましい事件が全国で起きております。

牛久市においても、児童虐待件数は平成25年度は実人数72名で、平成24年度と比べると35%の増となっております。

今年度も10月末で既に62名となっております。増加が見込まれております。今年度における虐待の種別といたしましては、身体的虐待が20件、心理的虐待が25件、ネグレクトが17件、性的虐待はゼロ件となっております。近年の傾向としては、心理的虐待やネグレクトが増加傾向にあります。

また、先ほど議員が、全国的な数字をお示しいただきましたけれども、牛久市のこの内訳といたしましては、まず種別でございますが、先ほど申し上げました種別の中で、特に虐待者の別で申し上げますと、実母が49件、実父が7件、実父以外の父が4件、実母以外の母1件、

その他祖父母等1件となっております、実の母の49件は79%となっております。

それと、被虐待者、子供ですね、子供の年齢別を申し上げますと、ゼロから3歳未満が19名、31%でございます。3歳から就学前が11名、18%、小学校が26名、42%、中学校が6件、9%、高校がゼロというような数字となっているわけでございます。

また、通報についてでございますが、日ごろから多くの関係機関と連携して早期発見と早期対応に努めておりますが、市民からの通報もふえまして、平成25年度は34件もの通報が寄せられました。泣き声通報などが寄せられたときには、児童相談所と同様に48時間以内に家庭訪問を行い、子供の安全を直接目視で確認いたしております。

これまで訪問して拒否された事例はございませんで、訪問をきっかけに母親が抱える子育ての不安を酌み取ることができております。

さらに、通報は保育園を初めとするさまざまな子育て支援サービスにつなげるきっかけにもなります。地域から寄せられる「心配なので」という通報は、常に親子にとってよい結果となっております。

現在、お子さんを取り巻く環境は実に多様で複雑化しております。家庭の教育力も低下しており、訪問して個別に養育支援を継続的に行う必要がある家庭も増加しております。

この現状に対応していくためには、保育園などの子育て支援サービスの充実と同時に、地域の支援者を常にふやしていくことが課題と考えており、今後とも総合的な視野に立ち支援してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（山越 守君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 児童虐待により、また相次ぐ死亡事故・事件が報道されている現状であります。平成23年度は56例の58人子供が死亡に至り、死亡した子供はゼロ歳児は4割強であります。虐待が深刻化する前の、先ほどもありました早期発見・早期対応がとても必要と考えますが、職員の研修やノウハウの専門性の強化はどのようにされているのか、お伺いたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 早期発見・早期対応のための職員の研修やノウハウの専門性の強化ということでございますが、職員は専門性と経験値が必要とされるため、児童相談所の児童福祉司に準じた資格を有した職員を配置しております。相談の範囲は児童虐待だけでなく、発達障害や非行など、18歳までのあらゆる相談に応じる必要があるため、専門機関で開催する研修に積極的に参加させるとともに、日ごろから児童相談所や警察・学校・保育園・幼稚園など多くの関係機関と協働でネットワーク支援を行うため、日々研さんを積み、ノウハウを蓄積させているところでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 虐待に至るまでの発生予防として、気になるレベルで、育児の孤立化、育児不安の防止など、適切な支援が必要と考えますが、至る前のその発生前の相談体制というのはどのようにされているか、お伺いいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 発生予防としての相談体制ということでございますが、日ごろから市役所内の保健・福祉・教育、それぞれ各部署が横の連携を密にとりまして、切れ目のない支援を意識して各事業を遂行しているわけでございます。また、複雑で困難性の高いケース、こちらにつきましては多くの関係機関の関与が必要であることが多く、ネットワーク支援を行うため、牛久市要保護児童対策地域協議会というのを設けてございまして、この仕組みを利用いたしまして個別の支援会議を随時開催し、役割分担を明確にして対応しているところでございます。昨年度、個別支援会議は30回開催いたしまして、61件のケースに対応しているところでございます。

今後もこういう仕組みを使いまして、個別の支援、相談体制を整えていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、ひとり親家庭への支援と現状についてであります。

母子家庭の80%は生活が苦しいと言われており、母子家庭の平均年収は200万円台の前半を推移しております。一般世帯の平均年収に比べかなり低くなっております。賃貸住宅が多いため、家賃負担が母子家庭の家計を大きく圧迫しております。

データによりますと、母親の就労率は約85%で、多くが仕事を持っておりますが、子供の世話などのため平均的な賃金が低くなっております。OECDのデータをもとに各国を比較すると、就労しているひとり親世帯の貧困率は、アメリカが31.1%、ドイツ23.8%、OECD平均も20.9%と、それぞれ大幅に下がっております。就労すれば所得もふえるため貧困から抜け出すのですが、抜け出すのが自然の流れです。ところが、日本のひとり親世帯は、働いても貧困というワーキングプアの状況であります。子育てに係る費用を捻出するにも困難であり、生活の大変さの声を多く聞きます。

そこで、牛久市のひとり親家庭の現状についてお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） ひとり親家庭の支援と現状についてお答えいたします。

ひとり親家庭となる理由といたしまして、離婚や死別のほか、未婚、遺棄という区別がございます。児童扶養手当の受給者では、離婚によるひとり親が全体の約86%を占め、最も多く

なっておりますが、現在、未婚を理由とする受給者が増加傾向にあり、受給者の約10%を占めております。

また、受給者の約7%が父子家庭であり、そのほか若年の未婚者や、親にかわって孫を養育している祖父母もおります。

このように、ひとり親にはさまざまな家庭環境がある上、生活や子育て、就労の場面でさまざまな困難性を個別に抱えている家庭も多く見受けられます。

このため、支援策としては、市全体の子育て支援の充実と同時に、制度をつなげて個別的、総合的に経済的支援、子育て支援、就労支援をコーディネートする機能が必要となっておりま

す。市では、現在、児童扶養手当の担当と、それと家庭相談員がきめ細かく相談を行っておりますが、来年4月より「子ども・子育て支援新制度」が開始されることに伴い、「利用者支援事業」としてコーディネート役を今後ふやしていく予定でございます。

具体的に申し上げますと、より身近なところで相談ができるように、子育て広場の子育てアドバイザーなどに研修を行い、相談窓口を広げていく予定でございます。

なお、現在「子ども・子育て支援事業計画」の策定作業を進めておりますが、「ひとり親家庭への支援の充実」とともに、今話題と、話題とといいますか、議論されております「子どもの貧困対策」、この項目も設けまして、審議会において現在御審議をいただいているところでございます。

手当以外の経済的支援といたしましては、今年度より、ひとり親の経済的な自立を狙いとして、「高等職業訓練促進給付金」の支給を行っております。

これは自立に有利な看護師などの国家資格を取得するため、看護学校などの養成機関で就学する場合、修学期間中の2年間、給付金を支給する事業でございます。

修学期間中に安定して生活できるよう、住民税非課税世帯には毎月10万円、住民税課税世帯には毎月7万5000円を支給しております。現在5名の方全員が看護学校で順調に単位を取得しているところでございまして、今後とも積極的に支援してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） ひとり親家庭に対してさまざまな支援制度がありますが、この支援制度を必要とする人は、この支援制度を知らないという方も多くいらっしゃると思うのですけれども、そういう方たちのためにそのような情報をどういうふうに届けていくのか、お伺いいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） こういった支援を必要とする人たちに情報をどうやって届けていくかということが課題だと、私どももそのように考えてございます。ひとり親家庭全てが支援の必要性を発信できる方ではないと思われまますので、広報紙やホームページ、これはもとよりでございますが、市としてかかわるあらゆる場面、具体的には、例えば妊娠届け、赤ちゃん訪問、それから乳幼児の健診、予防接種の勧奨、それから児童扶養手当や保育園の現況届けなど、さまざまな場面が、市とかかわる場面がございますので、こういう際に、今後もひとり親家庭それぞれの状況に応じた支援の情報を提供してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（山越 守君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、アンガーマネジメント、怒りのコントロールについてであります。

アンガーマネジメントのアンガーとは、怒りやいら立ちといった感情のことです。衝動に任せたり、爆発をさせるのではなく、上手にコントロールして、適切な問題解決やコミュニケーションを結びつけることをアンガーマネジメントといいます。

自分自身の怒りやいららんと向き合い、その要因や傾向を客観的に把握することで、衝動性が高まっても抑制できるように習慣づけることが、アンガーマネジメントでは重要であります。

このアンガーマネジメントは、1970年代にアメリカで開発された感情教育、感情トレーニングで、ビジネス・教育・病院・スポーツなど、さまざまな分野で応用され、高いパフォーマンスやよい人間関係、身体的・精神的な健康に役立っております。

おおさか子育てネットでは、このアンガーマネジメントの講座を開いたり、群馬県高崎市では、先月、子育て支援講座として開催され、担当の方に反響を伺うと、たくさんの保護者の方が興味を持ち、参加されており、また参加された方々は、育児に対して肩の力が抜けてマイペースで子供を少しずつ受け入れていこうという、心が穏やかになったという感想もありました。

母親にとって、もっとも大きなストレスの1つが、子供に対して些細なことで怒ってしまうということです。この怒りをコントロールできずに虐待へとつながっていくケース、そして虐待死までに至るといふ事件は少なくありません。

そこで、まずはアンガーマネジメントを知ってもらうため、怒りの育児からゆる育児ができるよう、子育て支援の1つとして、広報などからの周知を初め、また乳幼児健診のときや、保育所、幼稚園、小学校、中学校の保護者の方たちに、子育て講座などを設け開催してはどうかと考えますが、お伺いいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） アンガーマネジメントについてお答えいたします。

議員御指摘のように、アンガーマネジメントとは、1970年代にアメリカで始まった心理教育の1つで、主に怒りの感情を上手にコントロールする手法でございます。

日本では、日本アンガーマネジメント協会が設立されており、一般向けの講座を5種類、それぞれ90分から2日間で学習できる内容で開催しております。また、アンガーマネジメントを教えるための講座も3種類あり、それぞれ4時間から2日間の講座で資格が取得できることとなっております。感情の中でコントロールが難しい「怒り」の扱い方と表現の仕方を学ぶことができると注目されている手法でございます。

保健センターでは、妊娠している方や出産後の新生児訪問、乳幼児の集団健診、そして健康相談などの事業において、母親の気持ちに寄り添いながら、怒りの感情との付き合い方を含めた総合的な視点から心理的な相談及び支援をしております。

牛久市では、こうした相談や訪問は全て専門職で対応しておりまして、国家資格のある保健師、看護師のほか、専門課程と経験を積んだ臨床心理士を採用し業務に当たっております。それぞれの専門性を生かしながら、職種間でケース検討を行い、個々の状況に対応しているところでございます。

今後は、さらに相談支援する側である専門職の質の向上を図るため、御指摘のアンガーマネジメントも含め、あらゆる手法に関しまして、より一層の情報収集や研修への参加などを通して、より適切で効果的な子育て支援を進めてまいろうと考えてございます。以上です。

○議長（山越 守君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、子育て中のお母さんより、毎月の紙おむつ代が家計に大きな負担となっていると相談を受けました。

常陸太田市では、人口減少に歯どめをかけるため、独自の対策として、乳児1人につき2万円を上限におむつ購入費を助成しております。今年度の申請件数は263件と多くの親から喜ばれていると伺いました。

牛久市においては、さまざまな子育て支援策で子育てしやすい環境づくりに御尽力されていることは承知しております。さらに子育て支援に充実していただけるよう、紙おむつ助成金についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 紙おむつ助成金についてお答えいたします。

紙おむつは、子供が生まれると一定期間使用され、子育て世帯にとっては欠かせない生活必需品となっております。そのため、子育て家庭の経済的負担軽減の一環として、紙おむつ購入費用の助成を一部の自治体で実施していることは把握いたしております。

牛久市では、子育て日本一を目指しまして、さまざまな施策を展開しておりまして、着実に

人口増加にもつながっていることから、現状の子育て支援施策に一定の成果があると認識いたしております。

具体的な子育て施策といたしましては、手厚い医療費の助成を行っており、所得制限の撤廃や中学3年生までの入院・通院費用を助成するなど、茨城県の基準を上回る助成となっており、平成25年度の医療費助成の決算額は約5億2,600万円となっております。

保育園につきましては、民間保育園の整備・運営支援を中心に、平成25年度の決算額は約23億7,600万円となり、平成27年度には定員も2,014人となり、引き続き待機児童の解消を目指してまいります。また、病後児保育を今年度から1園で実施し、子育て世代の方へのニーズにきめ細かく対応しているところでございます。

予防接種につきましては、ゼロ歳から中学3年生までの全ての予防接種を受けた場合、その助成額は1人当たり約26万円に相当し、平成25年度決算額は約1億6,800万円となっております。

常磐線沿線では唯一人口増加の自治体として発展を遂げており、今後も引き続き子育て支援の充実を図ってまいります。現時点では乳児に対する紙おむつ購入費用の助成金について実施する予定はございません。以上でございます。

○議長（山越 守君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、近年ますます増加傾向にある自転車事故、そこで子供たちへの交通安全教育の強化について伺います。

自転車は、子供からお年寄りまで誰もが気軽に乗ることができる身近な移動手段ですが、この数年の間、自転車の危険性、すなわち自転車は交通事故の加害者になり得るという点が報道などで多く取り上げられるようになりました。

厚生労働省によると、5歳から9歳の死因の1位は不慮の事故となっております。子供の事故を減少させるには、道路の整備はもちろんのこと、やはり子供たちに自転車の安全利用教育が大切だと考えますが、現状をお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長兼市民活動課長（岡見 清君） 子供たちへの交通安全教育の強化に関する質問についてお答えいたします。

まず、本年中の小学生が関係する自転車事故の発生状況ですが、これにつきましては、茨城県警察に確認をとりました。その結果、本年10月末の統計となりますが、茨城県内での発生件数については統計がないものの、75人の小学生が負傷し、死者はなかったとのことでした。また、牛久市内におきましては、2人の小学生が負傷しているとのことでした。

主な事故原因につきましては、自転車運転者の安全不確認や一時不停止が多く、事故の類型

別では、交差点における出会い頭や右左折時の衝突事故が多いとのことでした。

次に、子供たちへの自転車の安全利用教育についてであります。市では交通安全対策事業の一環として、平成10年度から牛久市交通安全教化員による出前式の交通安全教育活動を行っております。

この活動は、当初は市内の小学生と子供会の会員児童を対象に実施しておりましたが、現在はこれらの層に加え、中学生やシニアクラブ会員等も対象として実施しております。

小学生を対象とした自転車の安全利用に関する交通安全教室の実施回数や受講者数につきましては、昨年度は29回実施し、延べ2,049人が受講しております。

本年度におきましては、10月末までの累計で合計35回実施し、2,926人が受講しております。

自転車の安全利用に関する具体的な指導内容につきましては、市内8小学校の全ての4学年を対象に、身近に発生した交通事故の事例等を盛り込んだ交通安全講話に加え、学校のグラウンドを道路に見立て、実際に自転車を運転させながら、より実践的な内容となっております。なお、実際に自転車を使用し実施している小学校は、8校中7校となります。

また、多くの小学校では、4年生以外の3年生、5年生、6年生に対してもこの指導を実施しております。

市としましては、今後も引き続きこれらの施策を推進し、悲惨な交通事故の根絶を目指してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。以上です。

○議長（山越 守君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、事故を減らす、起こさないという意識づけのため、自転車運転免許を交付している自治体がふえてきております。自転車運転免許を実際に交付している埼玉県戸田市は、小学生4年生を対象に、警察が担当で実地とペーパーテストの自転車安全教室を実施した後、子供たちに免許を交付されます。免許交付により、意識づけの効果にはなっていると担当課は話しておりました。

子供の自転車運転を安全に走行できるよう、自転車運転免許を交付して、交通安全を強化していくということについてお考えをお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長兼市民活動課長（岡見 清君） 子供たちへの自転車運転免許交付に関する質問についてお答えします。

まず、市としても子供たちに対し、自転車が道路交通法上、車両と規定されていることや、自転車利用時には交通法規を遵守し、安全運転に努めなければならない義務が課せられていることなどを認識させることが重要であると考えております。

現在、市では、御質問にあるような自転車免許の事業は行っておりませんが、同様の事業は、平成22年度から茨城県警察本部において小学生を対象に行っております。

茨城県警察本部に確認したところ、警察では自転車教室を受講した小学生に対し、自転車教室修了証として自転車免許証という名称のカードを交付しているとのことでした。

このように、このカードは免許証という表記はありますが、実際には免許証ではなく、修了証という意味合いのものとなります。

また、この自転車免許証は自動車運転免許証と同じサイズのプラスチック製で、表面には氏名や顔写真のほか、学校名や受講日などが記載されており、裏面には、自転車の交通ルール5項目が記載されています。

この免許証の交付を受けるには、警察による交通安全講話を受講するほか、筆記試験と自転車を使用した実技試験を受けなければならない、これら一連の手続は、自動車運転免許を取得するのと同様となります。

このように、自転車免許証の交付は警察が行っている事業となるため、牛久市交通安全教化員による交通安全教室を受講しても、この免許証の交付を受けることはできませんので、御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（山越 守君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） それでは、学校関係では、自転車運転免許証の交付についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） 学校における自転車免許証交付関連の御質問にお答えをいたします。

学校では、牛久市安全教化員による安全な歩き方を中心としました交通安全教室、こちらを市内全小学校の第1学年において実施されております。この際、6年間使用できる交通防犯安全手帳というものを配布しております。この手帳は、各学年の交通安全教室の内容を記録できるようになっており、また各学年できちんと守らせたい交通安全の約束がまとめられていたりしております。

子供たちは、交通安全教室が実施される際に、この手帳に学習した内容を書き込み、学習が終わるとシールをもらい、手帳にそのシールを貼付しております。

交通安全手帳は学校で保管しておりまして、子供たちが6年間きちんと使用し続けるだけでなく、折に触れて子供たちに読み返させるなどをして、交通安全の意識の高揚に役立たせております。

学校では、引き続きこの交通防犯安全手帳の一層の活用を図って、安全意識の向上に努めて

いく所存でございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、自転車保険加入の義務についてであります。

自転車の保険は、自動車と違って任意保険しかありません。しかし、万が一のため、自転車保険への関心は高まっておりますが、まだまだ普及しているとは言えません。

兵庫県は、全国に先駆けて自転車保険の加入を義務づけるという条例案を検討しております。背景には、自転車と歩行者の交通事故の増加があるということで、兵庫県の場合、2004年から2013年までの10年間で2倍近くふえている状況であります。

昨年は、神戸市内で女性を自転車ではねた児童の保護者に多額な損害賠償を命じる判決があり、事故が多発していることを重く見た県は、自転車保険を新設する方針だそうです。

子供が自転車事故を起こし、加害者になるケースが多くなってきている状況を踏まえ、保険加入の認識も薄い状況であると思っておりますが、自転車保険の加入の啓発も必要だと考えます。

市として、自転車保険加入の義務ということについてのお考えをお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長兼市民活動課長（岡見 清君） 自転車保険の加入義務に関する質問についてお答えします。

まず、市としても、自転車事故により高額な賠償金の支払いに備え、事前に自転車保険に加入することは、自転車利用者としては賢明な措置であると認識しております。

しかしながら、自転車保険の加入を義務化することにつきましては、市民に経済的な負担を強いることになる上、現在は国レベルでの法的な規制や強制力などがなく、あくまでも自転車利用者個人の自由意思に委ねられている現状にあることから、市として義務化することはできません。

現在、市では牛久市交通安全教化員による交通安全教育実施時に、自転車保険制度の説明についてもあわせて行うなどして、周知を図っております。

今後も、市としましては、自転車保険制度の周知方策について研究してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。以上です。

○議長（山越 守君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（山越 守君） 以上で、藤田尚美君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時55分といたします。

午後2時40分休憩

午後2時55分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、7番杉森弘之君。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番（杉森弘之君） 改めましてこんにちは。会派市民クラブの杉森弘之でございます。

一問一答方式で順次質問してまいりますので、よろしくお願いいたします。

最初に、ひたち野地区の中学校新設について質問いたします。

本年6月の市議会第2回定例会で、ひたち野うしく地区などの1,478名の住民から、ひたち野地域の中学校新設に関する請願が提出され、17対4の圧倒的多数で採択されました。しかし、市長を初めとする市執行部は、教育委員会等の名称で建設費用を誇大に表示し、過大規模校化が差し迫っているにもかかわらず、教育環境の悪化はありませんなどという、公的機関としては考えられないような3種類ものチラシを作成・配布いたしました。

次に、9月の第3回定例会では、ひたち野地区の中学校新設を求める決議が同様に17対4の圧倒的多数で可決されました。すると、今度はある市議会議員名で、「よくわかる牛久市議会報告No.1」なるチラシが、さきの3種類のチラシと同じような配色・デザインで作成・配布されました。

新設を求める決議は、17対4の圧倒的多数で可決されたにもかかわらず、新設派11人などでたためめを書き連ね、さきの3種類のチラシと同じように、下根中の教育環境について問題なしなどと主張しています。

今議会に向けては、ひたち野地区の中学校新設に向けて、市民が新たに1,580筆の追加署名を集めて、署名簿が議会事務局に届けられました。前回の1,478筆と合わせて3,000を超える市民の声が寄せられたわけです。

市長は、このことを聞いているでしょうか。最初に質問いたします。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 追加の署名簿が上がったということの報告は聞いております。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 今回の追加署名簿提出には、声明が添付されています。市民の気持ちが入められていると思われまますので、一部を紹介します。

牛久市が3回にわたり、牛久広報などを使って全戸配布した「ひたち野地区の中学校建設について考える」を読むにつれ、その稚拙な内容と本気で検討しているとは思えないでたらめな

数字に、次第に不安と怒りが増大しました。牛久市が全戸配布したビラは、大がかりな印象操作にほかなりません。印象操作とは、見る者に一方的な情報のみを与え、それを連呼することで判断をおかしくし、結果を思いどおりに導くことです。

今回のビラによって、正しい判断ができなくなった市民との間に分断も生まれました。今の牛久市は教育日本一などと胸を張って言えるものでしょうか。

例えば流山市は、来年4月開校予定の公立校があります。ひたち野地区のように、一部の地域で人口が急増している流山市は、パブリックコメントや市民の意見を聞くために、公聴会などを開催し、活発に議論し合っていました。人口が急増する新市街地地区の小学校が600人を超えたところで、公立校新設に最優先で踏み切りました。地域のつながり、子供たちの安全・教育環境を最優先に考えています。平成24年11月に新設を発表し、来年、27年4月には開校です。これが本来あるべき姿ではないかと思います。

私たちは、ぜいたくな校舎を希望しているわけではありません。子供が健やかに学び育つ権利を、私たち大人は保障する義務があります。多くの市議は、その権利を守ろうと賛同し、請願が可決したのです。

以上のことから、執行部に対して、速やかに分離新設の検討を開始することを望みます。

以上ですが、市長はこの訴えをどのように受けとめますか、お聞きいたします。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 流山でその600人で新設したという話でございますけれども、客観的状況をよく確認しないと、意味がわかりませんので、その辺は後でよく確認したいと思っております。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 9月の第3回定例議会でのひたち野地区の中学校新設を求める決議の可決を踏まえて、執行部は、住民や議会との意思疎通を図るために、どのような努力をしてきたのでありましょうか。まず、10月18日にというふうに聞いておりますが、PTA連合会役員会を開催したと聞いていますが、それは事実でしょうか。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） 今御指摘のとおり、10月18日開催しております。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） この役員会は、どこが主催をしたのでしょうか。そして、責任者は誰だったのでしょうか。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） お答えをいたします。

10月18日のPTA役員に対する説明会の御質問でございますが、こちらにつきましては、まず主催という形では教育委員会、招集は教育委員会教育総務課長名で招集をしております。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 招集対象者は、どのような基準で選んだのでしょうか。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） お答えいたします。

招集対象者につきましては、まず学校の関係者ということで、各学校の校長先生、そして保護者の代表であるPTA役員からPTA会長並びにPTAの副会長ということで出席をお願いしております。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 合計で何人参加しましたか。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） 51名でございます。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 参加した人の内訳ははっきりしていますか。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） はっきりしております。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 名簿はつくっていますか。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） 当日の出席者の名簿はつくっております。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） その会議の議事日程、議題は決められていましたか。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） 当日の説明会という形になりますが、これまでの教育委員会が行ってきました学校施設整備に関する説明会ということで通知を差し上げております。特にその日の議事日程といいますか、内容については、個別には、細かくは書いておりません。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 議事録はありますか。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） 一字一句といった形の議事録ではございませんが、大体の

流れがわかる形での議事録はつくってございます。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 発言者は何人だったでしょうか。そして、主な発言内容についてお示しください。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） 説明が終わった後の質疑応答の段階で、発言されたのは、たしか3名だったかと思います。

その内容につきましては、仮に新しい学校を開校するまでも5年もかかるということであるのであれば、まず増築で対応するのはもっともなことであって、市民の皆さんの理解が進んでいないから、もっとちゃんとPRをしなさいといった内容。

それから、学校関係者の方からは、現在の下根中について発言がございまして、現在の下根中については、生徒数が多いけれども、特段の困難は生じていない。逆に活気があって非常によいというような御意見。

さらには、今般、こういった形でいろいろ議会と執行部のほうで意見が一致をしていないという状況を保護者の方が非常に心配しているということで、下根中の今後の教室不足への対応、これについて保護者の間で不安が広がっているということで、1日も早く方向性をしっかり出していただきたいというような内容の発言がありました。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） この会議のほかにも、執行部はこの間、住民や議会との意思疎通を図るために、どのようなことがなされたでしょうか。お聞きいたします。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） 特にこれといった行動というのは起こしていないというふうに思います。先ほど議員から御指摘があったようなチラシの配布等はしておりますが、特にそれ以外のことは行ってないというふうに考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 今後、どのような努力をしていく計画でしょうか。追加署名簿を提出された市民の皆さんは、要望書という形で地域住民への説明会を要求しています。これに対してどのように応えるおつもりでしょうか。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

〔教育長染谷郁夫君登壇〕

○教育長（染谷郁夫君） 初めに、教育委員会としての学校規模についての基本的な考えと、それから今後の対応ということで、お答えしたいと思います。

まず、教育委員会としましては、学校規模に関する法的な根拠条文としまして、学校教育法施行規則第41条に「12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。」との条文のただし書きにあるように、19学級以上の学校も学校運営上支障はないと考えております。

文部科学省が校舎増築の国庫補助採択に当たって、31学級の過大規模校に対しては、一定の制約を付して補助金交付を行っているのに対し、19から30学級の大規模校の場合では、通常の手続で国庫補助金を支出しています。このように文部科学省の大規模校については……。

（「質問と違う答弁」の声あり）教育委員会のまず考えを示しながら、最後にお答えしていければと思っています。その設置について問題なく認めています。

これらの実情を初め、現在の下根中学校の良好な状況を見ても、「学び合い」の教育方針のもと、児童生徒・教員がともに成長できる環境を構築することで、大規模校であっても、すばらしい学校運営ができると確信しています。

一方、全国的に見ても、12から18学級の範囲における学校は約3割しかなく、昨今では、この標準学級数は小規模校の統廃合を行う際の学級数の基準とするケースが多く見られます。

また、国会答弁や国の中央審議会の作業部会を見ても、教育的観点から望ましい学校規模については明確にしていません。しかし、ことしになって、58年ぶりに、小規模校では「クラスがえがができず人間関係が固定化する」、「学校行事や部活動が固定化する」、「教員数が少なく指導技術の伝承が難しい」などの理由から、学校の統廃合の指針が見直されようとしています。

今回の問題に関しまして、大規模校を分離新設する場合の国庫補助について文部科学省に確認しました。（「これから質問するところだよ」の声あり）ああ、そうですか。では、先ほどの。

（「今聞いたのは、説明会をどうしますかという話だけ」の声あり）

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 先にお答えいただいたちゃったので聞きにくいのですが、整理する意味でも聞かせていただきます。

次に、下根中学が現在、既に大規模校になっているわけですが、これが過大規模校になった場合、国や県からの補助金はどのように変化するのでしょうか。例えば補助率でいうとどのような変化があるか、お示してください。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 今回の問題に関しまして、大規模校を分離新設する場合の国庫補助について、文部科学省に確認しました。補助採択に当たっては、基本的に25学級以上の大規模校であることが基準となり、新設の切迫性などの状況により補助採択の優先順位がつけられるとのことでした。

また、24学級以下で国庫補助採択を受けようとする場合には、学区変更での対応の可能性や新設後の空き教室発生の有無など、31学級以上の過大規模校になる時期や、現時点で分離新設が必要となる相当の理由と、それらを示すデータを確認することになるとのことでした。

教育委員会が分離新設を判断する基準としましては、過大規模校の状況が長期間続き、仮に分離新設を行った後も、児童生徒数の増加が続くことが見込まれる場合を想定しており、それ以外の状況においては、増築により対応すべきとの基本的考えを持っております。

教育委員会といたしましては、過去の対応においても、またこれからの対応においても、これらの考え方を基本として学校運営を行う所存ですので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

また、御質問の答弁につきましては、担当より答弁させます。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） それでは、過大規模校になった場合の補助金の変化ということでございますが、まず小中学校の新增築の整備に対する国庫補助事業の概要ということで、過大規模校の新增築事業につきましては、「通学区の調整や分離新設などの過大規模校の解消を図る方策が十分に検討された上でやむを得ない場合に限り、国庫補助を行う。」とされております。

補助申請の留意点といたしまして文章化されたものにつきましては、平成14年度「原則として国庫補助は行わない」という表記であったものが、平成20年度には「やむを得ない場合を除き行わない」という表記に変化をしまして、翌年、21年度には「過大規模校の解消を図る方策が検討された上やむを得ない事情があるときは、国庫補助を行う」というふうに表記が、徐々に過大規模校への国庫補助についての基準を緩和する方向に変化をしております。

これに関しては、補助率が変化するというようなことはございません。以上でございます。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 現在の大規模校の状態で、土地購入、校舎、体育館、給食室、グラウンドの補助率などは、皆同じなのかどうか。そのことをお聞きいたします。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） 補助率の御質問でございますが、校舎、それから体育館につきましては、補助率としましては基本的には2分の1でございます。それから、給食室、グラウンド等の整備に関しましては3分の1。それから、用地の購入については補助はございません。以上でございます。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 建設費に関して、教育委員会の出した3種類のチラシの中では、校舎

建設費が19.3億円とアバウトな形ですけれども、なっております。これは全て新設のときの費用としてカウントしているのかどうなのか。このことについてお聞きいたします。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） ただいまの御質問でございますが、ひたち野うしく小学校校舎の建設費につきましては、19.3億円、19億3,000万円というものの内訳としまして、校舎の新設時に15億9,000万円、それから増築費として3億4,000万円の合計19億3,000万円といたしております。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） そうしますと、新設時の費用でもないものが加えられているということになりますけれども、これはなぜそのようにしたのですか。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） 学校を新たに新設する、もしくは増築するということでも同じですが、学校建設というものに対しては、どの程度のお金がかかっているのかということ、市民にはぜひ知っていただきたい。どれだけの多額の費用が学校の建設にかかるかということ、をまず知っていただきたいという意味を込めまして、校舎建設にかかった費用を全額出しております。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 全く理解のできない話ですけれども、この間の出されている、だれの指示でやられているのかはよく存じませんが、建設費用は大きく、そして想定人数は少なくというようなところが、作為的に行われているところが感じられてなりません。

9月定例会以降、タキイ種苗とは土地の購入などについて話し合いを持ったことはありますか。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） 特にそういったことはございません。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 本日、教育委員会から下根中学校生徒数予測の資料提供についてということで、資料が配付をされておりました。私は、これをざっと見たところですが、まだこのような資料を出しているのかということで、あきれました。

一つは、最大予測などという表現で、これ以上は生徒はふえないような、さもそのような表現の仕方をしている。実際には、中根小学校の予測数というものがはるかに実際に上回っていたという実例があるにもかかわらず、このような表現の仕方をしていること。

それから、私立中進学者除外ということ。なぜ例年1割というのが見込めるのかどうか。こ

れについても全く理由がはっきりしません。

さらに、一番あきれたことは、最少予測などというものが出され、これは社会増を見込まないと。先ほど午前中でしたか、市長が、牛久市はまさに社会増でふえているんだというふうな話があったにもかかわらず、意図的に社会増を含まない人数を出して、いかにも人数はそれほどふえませんがというふうな意図的な操作の資料を提供するということは、私は教育委員会としては甚だ不適當ではないかというふうに思います。

特に、クラス数に関しては、ピークを平成39年の生徒数1,319人と予測し、クラスは34としています。これは、私は9月の定例会で指摘をいたしました。1年生が35人であるのに、34クラスになるわけがないではないかと。実際には、34ではおさまらず、36から38、少なくともなるだろうと予測されるわけです。さらに、普通教室だけでなく、特別教室や特別支援教室、その他の増加も必要となります。

ピークの平成39年まで13年間あるわけですが、補助金の関係も踏まえて、増設だけだった場合、増設回数は何回必要と考えているのか、質問いたします。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） 増設回数何回必要かという御質問でございますが、これにつきましては、昨日、柳井議員の御質問がありましたように、今回、29年に顕在化する教室不足の問題と、その後の問題は別に取り扱うべきという御指摘を受けまして、今回、そういった検討会を設立するという事で答弁差し上げたとおり、2回目以降につきましては、現在のところは、その検討委員会での結論といいますか、議論を待ってから具体的な内容というのは決めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 生徒数予測をしているにもかかわらず、必要な増設回数については見込みを持っていないと、そういうことでよろしいですか。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） 生徒数予測につきましては、まず最大予測としてだした部分、こちらにつきましては、仮に増築をする場合に、どの程度の教室数が必要になるだろうかということが背景にあって、これまでのひたち野地区の建設の状況を踏まえて推計をした数字をここにあらわしました。

ただいま議員のほうから御指摘がありました中根小のときのお話ですが、中根小のその分離新設を決めた段階のひたち野地区の建物の立地状況といいますか、開発の進展状況、それと今後、現時点を含めてですが、の住居等の立地状況というのは大幅に変わっていると。

先ほど流山のお話が出ましたが、流山につきましても同じだと、多分これは私の想像でござ

いますが、TXの開通に伴って大型の住宅団地がたくさんできて、そこへの入居がどんどん始まっている段階で、多分もう足りなくなるという想定をしたのだと思います。これは中根小の分離新設を決めたときの状況と全く同じでございます。

それに対して、現在、下根中が今後どういうふうに人数がふえていくかという部分につきましては、こういった形で最大部分、それから進学数の話もございましたが、私立中学の進学数につきましては、これまでの状況の平均的な割合、約1割が通っているということで、最大値から1割を減した数字。それから、最少予測として今回御提出をさせていただいた資料につきましては、国庫補助申請をする際には、実人数での申請でしか認められませんので、その人数を今回新たに加えて御提出をさせていただいたという状況でございます。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） そうしますと、増設回数も決まっていないわけですから、増設路線でいった場合に、総経費がどの程度かかるのかという計算もしていないというふうに考えてよろしいですか。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） 29年度に予定をしております増築のほうの予定は出しておりますが、その後につきましては、どの程度の人数が増加するかというのが確定したものが出せませんので、出しておりません。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） この問題の最後に、市長に質問いたします。

ひたち野地区の中学校は、5年後に新設の検討を開始すればよいという主張を変えるつもりはありませんか。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） お答えいたします。

これは私の考えはどうだこうだという以前に、先ほどから、きのうでしたっけ、山岡建設部長もひたち野のまちづくりの中の基本的な文科省の考え方を申し述べておりますので、基本的なところをまずお答えをしておきたいと思います。

柳井議員に対する質問に対する答弁でしたか、いわゆる基本的に、牛久市に限らず、文科省は基本的に標準校というもののクラス数を12クラスから18クラスというふうに設定しているわけでありまして、大規模校というのは19クラスから30クラスまでを大規模校といっております。そして、31クラス以上が過大規模校という基準になってございます。

そういう中であって、文部科学省としては、補助対象としては大規模校が19クラスから25クラス以上になった場合に、基本的にいわゆる分離申請の相談があった場合には、相談に乗

るというだけの話でございまして、基本的にはクラス数が31クラス以上の過大規模校になった場合にのみ、基本的には分離新設を認めていくと。ただ、それであっても、その過大校の状況、過大規模校ですね、31クラス以上の状態が長期間にわたって続くとか、分離新設した後も生徒数・児童数が増加するということが見込まれる、そういう場合に初めて分離新設というものが決定され、その予測に基づいて分離新設の準備に入っていくということでありまして、下根中は標準校が12クラスから18クラスでございまして、ようやく19クラスになったばかりでございます。大規模校の一番初めにようやく入ったばかりでございまして、そういう論点を申し上げるならば、じゃあ中根小学校だとか、ひたち野うしく小学校は、今大規模校でございまして、過大規模校に若干なるかもしれません。そういう予測の中で増築しているのに、今の下根中の問題で、そこまで申し上げるならば、じゃあひたち野うしく小が大規模校で過大規模校になる見通しだとか、中根小が今過大規模校になるための補助をいただいて増設をしている、そういう現状というものからすれば、杉森議員の論点がよくわからない。そういうように御答弁申し上げております。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 何がわからないのか、さっぱりわかりませんが、それと過大規模校になってから長期間でなければならないなどという条件がどこにあるのか。全く勝手な条件をつくっているとしか言いようがありませんけれども、私が質問した考え方を考える気はないのかということについての答えはありませんでした。それについてお答えをいただきたいと思えます。

○議長（山越 守君） 簡潔にどうぞ。市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 先ほど申し上げましたように、文科省の基本的な増築及び新築の基準というものを、牛久市は今まで全て守って、その学校の増設をし、新增設した学校が消滅するようなことがないように、今まで大野正雄市長時代から始めてやっておりますので、基本的な考え方は変えるつもりはありません。牛久市の財政状況を考えれば、破綻状況に入ります。申し上げます。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 何か最近のチラシを見たら、牛久市は黒字でどうのこうのなんていうことを大々的に書いていたチラシを拝見いたしましたけれども、その場その場で話がころころ変わるといふところの代表みたいな、今の発言のように感じます。そのことは置いておきます。

質問の2番目として、本年、平成26年7月4日付の総務省自治行政局公務員部長名の通知、「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」及び「新たな通知の背景とポイント」について、以下に、これらを26年通知といたしますが、牛久市の臨時・非常勤職員及び任期付

職員の現状と結びつけて質問いたします。

26年通知は、その目的として、5年前、平成21年に同様の趣旨の通知、いわゆる21年通知を出したところですが、臨時・非常勤職員が増加傾向にあるということ、そしてその21年通知の趣旨が、いまだ必ずしも徹底されていないということ、そういったこと。さらに、新たな裁判例や法令改正などが生じているため、この21年通知にかえて、この26年通知で各地方公共団体が現行の臨時・非常勤職員の任用等に係る取り扱いを再度検証した上で、必要な対応を図っていただきますようお願いいたしますとしています。

臨時・非常勤職員の増加については、平成20年4月1日現在で50万人であったものが、24年4月1日現在で60万人に増加したとしています。年収200万円以下のいわゆる官製ワーキングプアの増大に国と自治体が手を染め、格差拡大によるさまざまな弊害が顕著化し、一定の対応策を考えざるを得なくなり打ち出してきたものが、今回の26年通知とも言えるものであります。その中には、労働者の生活の権利を守る上で、肯定的に評価できる内容も含まれていますが、任期付職員制度の活用を促すなど、後ろ向きな内容もあります。

そこで、まず牛久市における臨時・非常勤職員及び任期付短時間勤務職員の平成20年4月1日現在の人数と、さらに現在のそれぞれの人数について、常勤換算ではなくお示しいただきたいと思います。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） ただいまの御質問で、非常勤職員の総数という捉え方でよろしいとすれば、平成20年度当時のデータをちょっと持ち合わせておりませんが、現段階の非常勤職員数は平成26年度において603名となっております。常勤換算については、特にということですが、342名という状況でございます。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 21年通知の趣旨の不徹底という問題については、特別職非常勤職員としての任用の妥当性が疑われる例や、通勤費用、時間外勤務に対する報酬の支給についての誤解があると指摘しています。

任用については後に質問するとして、通勤費用、時間外勤務に対する報酬の支給については、牛久市ではどのような状況でしょうか。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 本市におきましては、このただいま議員がおっしゃられた、平成21年度通知の内容を踏まえまして、牛久市一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例を施行し、平成23年4月より運用を開始しております。

この通知によりますと、今申し上げられたとおり、手当等の支給ができないことを理由に、

時間外勤務に対する報酬や通勤費等を支給していないなど誤解が生じているという内容がございますが、当市におきましては、条例の条文に定められました割り増し報酬と費用弁償において手当されており、このようなことは起きておりません。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 次に、任用等に関連する裁判例や法令改正などの新たな動きに関して、26年通知は、常勤の職員に当たるか否かは、地方公務員法上の任用根拠から直ちに定まるものではないとの趣旨の裁判例が存在することも、あわせて留意が必要であると強調していることは重要です。そして、新たな判例としては、4つの判例を挙げています。

第1の枚方市の常勤職員の特別報酬支給訴訟というものがあります。これは平成23年の第1回定例会で私を取り上げた判例です。大阪府の枚方市が、一般職非常勤職員約380人に対し、期末手当、退職手当を支給したことについて違法であるとして住民が提訴したことに対し、平成22年9月17日に大阪高裁は、本件、非常勤職員の勤務実態は、常勤職員と大きく変わるものではなく、本件、非常勤職員も常勤職員と同様、生計の資本としての収入を得ることを主な目的としてそれぞれの職務にそれぞれ従事してきたものと推認されるから、本件、非常勤職員は地方自治法204条所定の常勤職員の該当するものと解するのが相当であると判断しました。

当時、市執行部は私が行った質問に対し、次のように答えました。非常勤職員におけるボーナス等の一時金を支給することについては、支給の可能性についてこれまで調査・検討を重ねてきましたが、支給することが難しいという結論にいたりました。その根拠としては、地方自治法第203条の2第1項において、非常勤職員に対し報酬を支給しなければならないと規定があり、第3項において、費用弁償を受けることができると規定されています。さらに、諸手当の種類を列挙している同法第204条第2項は、常勤職員等に適用される規定であるため、その定めのない非常勤職員にはいかなる給与や一時金を含む諸手当は支給できないとされています。これは、全国の自治体で任用されている約50万人の非常勤職員に該当し、その中でも一時金を支給している自治体においては、住民監査請求や裁判で一時金の支給をめぐるその違法性を指摘されるような住民訴訟が生じています。それらの現状を踏まえた結果、及び総務省の通知、これは21年通知だと思いますが、これに基づき、現時点では支給できないと判断していますと述べました。ここで言う総務省の通知は、21年通知、26年通知ではありません。

大阪高裁の判決、すなわち枚方市の一般職非常勤職員約380人は、地方自治法204条所定の常勤職員に該当するものと解するのが相当であるということについて、そして26年通知がそれを留意せよと述べていることに関して、改めて市執行部の見解を質問いたします。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） ただいまの枚方市での裁判等の判例について、21年度通知から26年度通知に至った中での経過を踏まえての手当、一時金等の支給についての考え方でございますが、これはさきの答弁でも申し上げておりますとおり、牛久市の一般職非常勤職員につきましては、条例に定めた非常勤職員として常勤とは別の38時間45分という、これまでも申しておりますが、勤務体制、それと一般職非常勤職員につきましては、週当たり37時間と30分ということで、常勤とは異にするという形の解釈をしてございます。そうした意味で、判例・判決におきましては常勤とみなすという判決の上において、支給について違法性はないというような解釈があったということでございますが、牛久市におきましては、この一般職非常勤職員の条例を定めている上で、非常勤職員に対する手当等の支給をすることは、現在の法上の解釈の中ではできないものと考えてございます。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 第2番目に、同じ大阪府ですが、茨木市の臨時的任用職員の期末手当支給訴訟というものがございます。これは茨木市が1週間当たり3日以上です、3日以上勤務する臨時的任用職員を対象に期末手当を支給したことを不当として住民が提訴したことに対して、最高裁です、これは。平成22年9月10日、原審を破棄し住民側請求を棄却しました。日数が週3日という程度では、その勤務が正規職員に準ずるものとして常勤として評価できる程度のものとは言いがたい、このようにしながら、しかしなお市長が期末手当を支給したことが過失であるとまでは言えない。このような判決を出しているわけです。つまり週3日以上ということですから、3日の人も含んでいるということでしょうね。こういった臨時的職員、この人たちに常勤職員、正規職員であるかどうかというところでは難しいと言いながら、期末手当を出すことが不当とは言えない。このような判決を下している。

このことについて、市執行部はどのようにお考えになるのでしょうか。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 茨木市の裁判の状況につきましては、条例の根拠がないにもかかわらず一時金、ボーナスですね、これを支給したということに対する違法性を問うたものでございます。ただ、一方では、その支給がその近辺における市町村において、同様の状況があるという中で、それをもって当該市町への責任を問うものではないとされたものというふうに理解をしております、当市においては、先ほど来申しております、条例に基づく対応で、市としては年収制という形で報酬をきちっと定めているというところでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 第3に、中津市、大分県ですけれども、この非常勤職員の退職手当支

給請求訴訟も、本年の第2回定例会で私が取り上げた判例です。平成25年の労働契約法改正で、不合理な労働条件の禁止が明記され、有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールを定めたものです。その後の初の判例として注目されたわけですが、大分県中津市の勤続33年の非常勤職員の図書館司書が、1年ごとに雇用契約を更新し一般職と同様に働いたのに、退職手当を支給されないのは違法として、市に1,090万円の支払いを求めたもので、福岡高裁は平成25年12月12日、地方公務員法は勤務条件などから一般職か否かを判断するよう規定しており、市は法解釈を誤った。先ほどの答弁によりますと、法解釈を誤ったことになるとは思いますけれども、市の条例に基づいた任用根拠によるものではだめなんだということを示しているわけですね。そして、市に全額の支払いを命じました。当時、市執行部は私が行った質問に対し、中津市は最高裁に上告しており、現段階で直ちに退職手当の支給を検討する段階にはないと考えていますと述べました。26年通知は、常勤の職員に当たるか否かは、地方公務員法上の任用根拠から、つまり条例に基づいて非常勤として雇ったのかどうなのか、そういう任用根拠によって直ちに定まるものではないとの趣旨の裁判例が存在することも、あわせて留意が必要であると述べていますが、改めて市の見解をお聞きいたします。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 中津市の判例につきましても、さきの議会で御答弁させていただいたとおりでございますが、要はこの判例については、特別職としての非常勤の性質、それと一般職としての非常勤の性質というところが、1つまた論点としてあったのかなというふうにも考えておりますが、そういった中で、牛久市の場合は、一般職非常勤の、先ほども申したとおり、条例の中できちっと明確に位置づけをした中での任用を行っているということ、それと非常勤職員と常勤職員の差は、先ほど来申しておりますとおり、38時間、週当たり、45分と、37時間30分という形で勤務条件も異なるということから、常勤職員としてみなすということではなく、一般職非常勤職員の条例の中で、これまでの解釈どおり、手当等の支給はできないものというふうに解しているというところでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 第4番目に、東京都の消費生活相談員に関する訴訟があります。労働組合が東京都に対し、組合員である消費生活相談員の5年雇いどめ問題や賃下げ問題について団体交渉を求めましたが、東京都がこれを拒否したことに対し、最高裁は本年2月7日、東京都の上告棄却及び上告受理申し立て不受理を、上告不受理を決定し、東京都の団交拒否を不当労働行為として、東京都に対し団交交渉に応じることを命じたわけでございます。

ここで重要なことは、最高裁が東京都と1年任期の専務的非常勤職員である消費生活相談員

の関係を労使関係として認めたことです。東京高裁は、都が本件における任用は行政行為であり、専務的非常勤職員である本件相談員と都との関係は、公法上の任用関係にあるから、都が労組法7条の使用者に当たると解する余地はないとの主張をしたことに対し、東京高裁は、一般の勤労者と異なるところはない、このように断定し、この最高裁は東京高裁の考え方を認めたことになるわけです。

この最高裁の判断について、市執行部としてはどのようにお考えか、お聞きいたします。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） ただいまの判例についてでございますが、非常勤職員の方に対する組合からの団体交渉申し入れに対して拒否をしたということに対して、これは最高裁において違法だという判決が出たわけでございますが、非常勤職員であっても、牛久市の職員であるということについての変わりはないということであり、労働者という形での意見を聞くということは当然というふうに考えてございます。

そういった中で、本市においては非常勤職員からの意見を聞く手段として、毎年行っているアンケート調査等も実施しながら、そういった労働環境等についてのさまざまな諸問題を吸い上げているというところでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 以上のような判例も踏まえて、任用についてお聞きいたします。

26年通知は、臨時・非常勤職員は臨時的・補助的な業務、または特定の学識経験を要する職務に任期を限って任用するものとしていますが、牛久市の場合、全くこれらの規定に当てはまっていないのではないかと考えられますが、市執行部の見解を伺います。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 任用についてでございますが、総務省の通知等にもありますとおり、牛久市においては、職務の内容や期間、勤務形態等に応じて、臨時職員・非常勤職員の任用を行っております。しかしながら、勤務管理や業務遂行方法などにおいて一般職と特別職の区域が曖昧となっている部分もあるため、その業務内容を精査し、制度的な位置づけを検討していきたいと考えております。

今後も常勤職員・非常勤職員を組み合わせた人事配置を行い、適正な人事管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 次に、26年通知は、これらの臨時・非常勤職員についての業務の内容や業務に伴う責任の程度のこと、これは任期の定めのない常勤職員と異なる設定とされるべきものであることに留意すべきであると述べています。市長などは常日ごろ、業務の内容や業

務に伴う責任の程度で言えば、非常勤職員は常勤職員と変わるものではないと発言しているのではないかと覚えておりますが、この点、つまり業務の内容や業務に伴う責任の程度について、市長はどのように留意しているのでしょうか。これは市長に質問いたします。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） いわゆる労働に対して、その質において大切だとか、大切じゃないとかってないと同じように、職員としてその業務につくにおいて、常勤職員だろうが非常勤職員だろうが、職務に精励することにおいては変わりはないと、そのように申し上げております。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 特に26年通知は、一般職の非常勤職員については、任期を限った任用を繰り返すことで、事実上任期の定めのない常勤職員と同様の勤務形態を適用させるようなことは避けるべきである。また、第17条による採用は、競争試験または選考によることとされており、客観的な能力実証を担保する仕組みが必要不可欠であることにも留意すべきであるとしています。

牛久市の現状は、まさに任期を限った任用を繰り返し、事実上、任期の定めのない常勤職員と同様の勤務形態を適用させているのではないかと思います。この点、執行部の見解をお聞きいたします。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 地方公務員の採用におきます成績主義や平等主義の原則を踏まえれば、繰り返し任用されても、再度の任用の保障のような既得権が発生するというものではなくて、牛久市においては、臨時・非常勤職員にあっても、任期ごとに客観的な能力の実証、これに基づいて勤務評定等を行うことで、当該職に従事する十分な能力を持った者を新たに任用するというもので、年度ごとに新たな職務の任用通知を渡しているということでございます。したがって、継続任用ではないというふうに考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） さらに、一般職非常勤職員の採用は、先ほど申しましたように、競争試験または選考によることとされており、客観的な能力実証を担保する仕組みが必要不可欠であるとされていますが、牛久市の場合、どのようになされているのでしょうか。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 一般職非常勤職員の任用に当たりましては、面接試験を行わせていただいた上で、任用をしているというところでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 続いて、勤務条件等について質問いたします。

26年通知は、地方自治法第203条の2において、短時間勤務職員以外の非常勤の職員には、報酬及び費用弁償を支給することとされており、手当は支給できないものであるとしながら、なお地方自治法第204条に規定する常勤の職員に当たるか否かは、任用方法ないし基準、勤務内容及び対応、報酬の支給、その他の待遇等を総合的に考慮して実質的に判断されるものであり、地方公務員法上の任用根拠から直ちに定まるものではないとの趣旨の裁判例が存在することにも、あわせて留意が必要であると指摘しています。

そして、地方自治法第203条の2及び第204条において、報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法、給料及び手当並びにその支給方法は、条例で定めなければならないこととされています。

各地方公共団体の条例等において、臨時・非常勤職員の具体的報酬等の制度や水準を定める際には、常勤の職員の給料と同様に、職務給の原則の趣旨を踏まえ、職務の内容と責任に応じて適切に決定されるべきものであるとしているわけです。つまり手当を一律に支給してはならないという考え方から、大きく転換してきているということです。ある意味、各地方公共団体の適切な決定に委ねられているとも言えるものです。

この26年通知の見解を市執行部はどう捉えているのか伺います。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） まず、勤務条件につきましては、まず報酬額の決定については条例の規定に基づいて、職務の内容、それと責任に応じて適切に決定をさせていただきます。時間外勤務については、先ほどま御答弁いたしました、割り増し報酬という形で支給をし、通勤費用に対しても費用弁償という形で適切に扱ってさせていただきます。

さらに、任用についての、休暇等もあわせて付与をしているということでもございまして、再任用された場合には、有給休暇については前年度分の残日数を翌年度に繰り越すなどの措置も講じているというところでございます。

そうした中で、牛久市は、先ほど来何度も申しておりますとおり、一般職非常勤の条例に基づいた勤務任用及び勤務条件を定めた中で任用を行っているというところでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 最後に、休業・休暇について質問いたします。

26年通知は、国の非常勤職員等の健康、つまり均衡をとるよう指導しています。労基法上の休暇、それと国の非常勤職員等の健康、この2つの観点からしているわけですが、最初に有給の休暇として、年次休暇、公民権行使、裁判員証人等としての出頭、災害等による出勤困難、災害時の退勤途上危険回避、親族の死亡などを挙げています。

牛久市の場合は、このような有給の休暇は定められているのでしょうか。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 休暇についてでございます。先ほども少し触れさせていただきましたが、年次有給休暇については、任用当初から週当たりの勤務日数により比例付与している状況で、再任用された場合には、残日数を翌年度に繰り越すことができます。また、特別な事情により職員が勤務しないことが相当である場合の特別休暇も付与しているということでございます。さらに、1年以上在職期間があって、雇用保険に加入している職員につきましては、最長1年6カ月の育児休業や、1日2時間までの育児時間、あるいは最長93日間の介護休暇ということも取得できるよう、条例規則において定めをしているというところでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 今の特別の休暇というのは、ちょっと内容がはっきりわかりませんので、もう少し、これはもう時間がありませんので、後ほどで結構です。

それから、無給の休暇として産前産後、保育時間、子の看護、短期の介護、介護、生理日、負傷または疾病、骨髄移植などが挙げられています。これは国の非常勤職員の無給の休暇として与えられているものですが、これについて牛久市では定められているのでしょうか。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 牛久市におきましても、先ほどから申しております非常勤職員の規則のほうで、規則において、条例規則において、特に規則で明記してございますが、産前の休暇6週間と、産前6週間、出産した場合の休暇、それと一般職員が産後の休暇、それと生理休暇、それと小学校就学の始期に達する子を養育するための一般職員が、その子の介護に要する場合等々、議員がおっしゃられたようなことを規則の中で定めているというところでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 以上で杉森弘之君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は16時20分といたします。

午後4時09分休憩

午後4時20分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、3番尾野政子君。

〔3番尾野政子君登壇〕

○3番（尾野政子君） 皆様、こんにちは。公明党、尾野政子でございます。本日、最後となりました。皆様お疲れのことと存じますが、最後までよろしくお願いたします。

それでは、通告順に従いまして質問させていただきます。

まず、大きな第1点目、高齢者対策の中の①運転免許証返納後の対応についてであります。

このテーマにつきましては、本年3月議会でも取り上げさせていただいているところであります。このときの市の御見解は、全ての交通弱者の方への施策が重要であるとの御答弁でありました。免許証返納者への特別な支援策についてのお考えは現状ではないというふうに理解をいたしましたところでございます。しかしながら、その後、市民の方々から、新たに免許証返納後の対応についてのお声が寄せられ、このたびあえて再度取り上げさせていただいた次第でございます。

また、9月27日の茨城新聞には、「高齢者の免許返納増、制度普及、支援策後押し」と見出しが掲載されておりました。これによりますと、高齢者の自主返納は毎年ふえ続け、県内では2008年の565人から、12年は1,327人、13年は1,617人まで急激にふえており、本年の2014年は8月末現在で、昨年1年間の返納者に並ぶ勢いであることが、茨城県警のまとめでわかっております。

その背景には、返納制度の普及に加えて、自治体などによる支援策の広がりがあり、少なくとも県内10市町村で支援事業を行っているとし、その事例をして、桜川市と龍ヶ崎市の取り組みが紹介されておりました。

龍ヶ崎市では、12年4月から70歳以上の自主返納者に、市内を走るコミュニティバスについては、有効期間1年の無料乗車券を支給、返納から丸1年経過後からは、同バスのおたっしゅバスの割引制度を利用するよう呼びかけているという内容でございます。茨城県警は、各自治体などと協力して支援策の拡充を図るとともに、免許証返納制度の周知に力を入れたいと説明している内容が掲載されておりました。

また、私が茨城県警に連絡をいたしまして、県内で高齢者が運転していた事故に遭った件数を聞いてみますと、平成23年は2,267件、24年は2,266件、25年は2,170件で、その中で死亡した人数は23年が32名、24年が25名、25年が36名となっております。全国では、平成24年の交通事故死者数全体に占める65歳以上の割合は51.3%と半数を超えており、高齢運転車による交通事故件数が高い水準で推移していることがわかります。高齢者自身が運転技術に自信をなくし返納を決断する際、また家族が心配をして自主返納を勧める際、この特別な対応策、特典が1つのきっかけになる効果があるかと思えます。

再度の質問で恐縮でございますけれども、市の御所見を改めてお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長兼市民活動課長（岡見 清君） 高齢者の安全対策について、運転免許証返納後の対応に関する質問にお答えします。

現在、牛久市で実施している高齢者向けのサービスといたしましては、身分証明書として使える住民基本台帳カードを、申請された65歳以上の方全員に無料で発行しております。また、コミュニティバスかっぱ号を料金100円にて運行しております。

加えて、かっぱ号の運行エリア外となる奥野地区については、NPO法人サンライズが行う過疎地有償運送を支援しております。

また、牛久警察署では、自動車運転免許証を自主的に返納された方に対しては、本人からの申請により1,000円で免許証と同じカードサイズの運転経歴証明書を交付しているとのことでした。

また、一般財団法人茨城県交通安全協会では、免許返納された75歳以上の安全協会普通会員にリュックサックやキャスターつきバッグなどの反射材グッズや携帯用ライト、運転経歴証明書の発行手数料1,000円助成の中から1点、会員でない方には反射たすきを交付しているとのことでした。

今後、市におきましても、高齢運転者の交通事故防止対策や、長年にわたり安全運転に努められた返納者に対する敬意をあらわす観点などから、コミュニティバスかっぱ号の割引などの特典を検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 先ほど御答弁の中で、免許証返納後の環境整備が今前進したことを大変喜ばしく思っております。また、このことがまた高齢者の命を守る結果につながれば幸いです。

それでは、続きまして高齢者の安全対策についての②自転車用高齢者マーク作製についてであります。

牛久市の高齢者の割合は、本年11月1日現在で24.55%で、約4人に1人が高齢者であります。路上では多数の高齢者の方が移動手段として自転車を活用している姿が見受けられます。現在、全国的に高齢者による自転車事故も多発しており、事故防止のため自転車利用者の交通安全ポイントとして標語をつくり、ホームページにアップする自治体など、さまざまな工夫がなされております。

兵庫県明石市では、ことし2月から、路上で高齢者が巻き込まれる事故を減らすため、自転車用の高齢運転者証シールを無料配布し、好評を得ております。後輪の泥よけに張るようになっており、自動車用の高齢者マークと同様のデザインであります。周囲に高齢の運転者への配

慮を求めるもので、このシールが張ってある自転車に対する無理な割り込みなどを行っても、自動車のような罰則規定はありません。反射するシールであれば、なお効果的かと思われます。

このように、きめ細やかな取り組みで高齢者の方々を交通事故から守るため、高齢者マークシールの作製を提案いたしますが、市の御所見をお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長兼市民活動課長（岡見 清君） 自転車高齢者マーク作製についての御質問にお答えします。

まず、普通自動車に使用する高齢運転者マークにつきましては、道路交通法により70歳以上の運転者に対するマーク表示の努力義務が定められております。しかしながら、自転車においては、高齢者マークについて法律の定めはございません。

全国的には、平成25年度に兵庫県明石市において、自転車の泥よけに張ることができる高齢者マークを作製し配布しております。また、和歌山県有田市においては、平成24年度に独自のマークを作製し、市役所や警察署で配布をしているところです。

有田市に問い合わせしたところ、70歳以上の高齢者が運転する自転車、125cc以下のバイクであることを示すマークを車体やヘルメットに表示し、高齢運転者が安全に運転できる環境づくりと、高齢運転者の交通事故防止を目指して導入したとのことでした。

このマークを反射シールにすることで、夜間の反射材の役割を果たすという効果がありますが、自転車の泥よけに張る大きさのため小さく、遠くからの確認が難しいという課題もあるとのことでした。

今後は、導入している市町村の意見や近隣市町村の動向を踏まえ、警察とも協議しながら調査研究してまいります。以上です。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 高齢者の方を交通事故から守るため、何とぞ御検討よろしくお願いたします。

続きまして、大きな2点目、水道施設の老朽化についてであります。

高度に衛生管理された安全な水を提供し、世界に誇る日本の水道が今転換期を迎えております。国土交通省の2014年版日本の水資源白書によりますと、老朽水道管の更新費は増加の一途をたどり、約10年後には更新に必要な額が、実際使える額を上回る時代に入るとのことです。高度成長期に整備された水道施設はいずれも老朽化が進み、更新の時期を迎えています。

施設の老朽化は、水質や水量・水圧の低下により機能維持が困難となるほか、構造・材質の劣化により長時間の給水停止を伴う事故・故障が生じる危険度が高くなるなど、さまざまな支

障を来す原因となるようであります。2011年度時点で、法定耐用年数40年を超えた配水管は全体の8.5%、更新スピードの遅い現状のままでは、この割合は今後もふえていくと予想されています。老朽化が原因で水道管が破裂し断水を引き起こす事故も、6月大津市など、各地で顕在化し始めている状況が見られているとのことであります。

そこで、お伺いをいたします。牛久市の水道管の現状と管理については、どのように行われているのかという点についてお願いをいたします。

○議長（山越 守君） 環境部長八島 敏君。

○環境部長（八島 敏君） 牛久市の水道管の現状と管理についての御質問にお答えをいたします。

牛久市内の水道は、龍ケ崎市に事務所を置く茨城県南水道企業団が管理及び運営を行っております。企業団を構成する自治体は、牛久市、取手市、龍ケ崎市、利根町の3市1町であり、各自治体の配水場を龍ケ崎市の若柴配水場から遠方監視操作で運転をしているとのことです。

牛久市内の配水管の総延長は、平成26年3月末現在で、約392キロメートルとなっております。そのうち法定耐用年数40年を超過した配水管は約62キロメートルで、牛久市全体の15.8%を占めており、配水管の管種別で見ると、塩化ビニル管が約34キロメートル、石綿セメント管が約26キロメートル、鋳鉄管その他が2キロメートルとなっているということです。以上です。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 続きまして、小さな2点目、水道施設の耐震化についてであります。

全国的に水道施設の耐震化のおくれも指摘されております。基幹管路で33.5%、浄水施設で21.4%、配水池で44.5%と、地震国でありながら耐震適合率が低いとの指摘であります。

牛久に関連する水道施設の耐震化についてはどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（山越 守君） 環境部長八島 敏君。

○環境部長（八島 敏君） 水道施設の耐震化についての御質問にお答えをいたします。

県南水道企業団に確認をいたしましたところ、水道施設の耐震化につきましては、牛久配水場は平成22年3月に更新・拡張工事を実施し、耐震構造となっており、東日本大震災におきましても被害を受けることはありませんでした。

牛久市の配水管総延長約392キロメートルのうち、耐震管は約9キロメートルであり、耐震化率は2.3%となっております。震災時は、県からの送水管が旧藤代町地内で被害を受けたために県南水道に水が供給されず断水し、一時的に家庭に水を供給することができなくなりましたが、県南水道と管工事組合の協力により県の復旧工事を代理して行えたため、近隣の水

道事業体よりも早く水の供給を再開できるようになり、またこの事案以外、甚大な被害は報告されていないことから、県南水道では、地震の規模からすると市内の配水管の損傷は少なかったものと捉えているとのことです。

しかしながら、全体の15.8%を占める法定耐用年数40年を超過した老朽管につきましては、管理経費のさらなる削減に努め、順次更新してまいりたいとのことでした。以上です。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 続きまして、小さな3点目、技術者不足についてであります。

水インフラの維持・管理に携わる職員は、高度な専門技術を持つ、いわば職人と言われているようにございますけれども、地方公務員削減のあおりを受け、水道関係の職員数はこの17年間で約3割も減少し、経験豊富な人材が足りず、技術力を継承できない状況下に、関係者から不安の声が出ているとのことでございますけれども、県南水道での技術者の状況はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（山越 守君） 環境部長八島 敏君。

○環境部長（八島 敏君） 水道のその技術者の状況、不足についてとの御質問でございます。

平成26年3月末の県南水道企業団の職員数は63名でございます。うち29名が技術系職員で、全職員の46%を占めております。

県南水道からの聞き取りでは、事務系職員にあっても、人事異動により技術系の経験者もいることから、現時点においては技術系職員の不足はないものと考えているとのことでございます。

ただし、ベテラン技術者が定年を迎えることで、技術の継承に問題を抱える水道事業体がふえていることから、県南水道では、その対策として、定年退職後に技術継承や新規採用職員の育成に携わる非常勤職員の制度を平成27年度から実施し、技術や経験の継承に努めていくとのことでした。

また、職員の新規採用に当たっては、土木、電気といった専門職の採用を優先し、技術者講習会へ積極的に参加させることで、技術者の早期育成に取り組んでいくとのことでした。以上です。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、最後に小さな4点目、今後の課題と取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（山越 守君） 環境部長八島 敏君。

○環境部長（八島 敏君） 今後の課題と取り組みについての御質問にお答えをいたします。

平成25年3月、厚生労働省により、水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、将来を見据え、取り組みの目指すべき方向性やその実現方法、関係者の役割分担を掲げた「新水道ビジョン」が制定されました。

「新水道ビジョン」は、「安全」、「強靱」、「持続」を掲げており、水道水の安全の確保を「安全」、確実な給水の確保を「強靱」、供給体制の持続性の確保を「持続」と表現し、これら3つの観点から、50年後、100年後の水道の理想像を具体的に示すというものでございます。

県南水道では、特に「持続」を確保するための当面の目標の1つとして、アセットマネジメント、水道資産の管理というようなものを実施し、将来の更新計画や財政収支を明らかにすることが重要であると考えているとのことでございます。

県南水道の今後の方針としましては、施設の重要度、老朽化の状況、維持管理の状況、配水管の布設環境などを分析し、水道施設による給水サービスを継続していくために必要な補修、更新といった施設管理に必要な経費と、そのための財源を算定し、長期的な視点で水道事業を経営していくとのことでございました。

また、給水人口の高齢化、住民の節水意識の向上、節水器具等の普及による使用水量の減少等により、現在、県南水道は経営が厳しい状況が続いております。

県南水道では、こういった財政状況の中、管理運営経費を削減するなどの企業経営努力で料金の値上げをせずに運営しており、老朽化した施設等につきましても、そういった経営努力の中で削減した経費を優先的に充当し、更新をしていくとのことでございました。以上です。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 老朽化する水道施設の事態を重く見た、私ども公明党の中央には、上水道事業促進委員会を立ち上げ、命のインフラの、命を守るこのインフラの改修・耐震に全力を挙げているところであります。また、こちらの県南水道といたしましても、この上水道の老朽化対策の取り組みを今後ともよろしく願いたいと思います。

最後に、大きな3点目、受動喫煙防止対策についてであります。

近年、分煙化が進んでいるところでありますが、市民の方から、受動喫煙防止対策の強化を求めるお声をいただきました。皆様御存じのとおり、たばこで問題になるのは、喫煙者が吸い込む主流煙よりも、たばこの先から立ち上り、ほかの人も吸い込む副流煙です。副流煙には、主流煙よりもずっと多くの有害物質が含まれているからであります。その影響は肺がんでだけでなく、ぜんそくなどの呼吸器障害、心筋梗塞などにまで及ぶことがわかってきています。

このような状況を重く受けとめ、国また県においても、さまざまな対策がとられているところであります。最近、国では職場での受動喫煙を防止するために、本年4月1日から喫煙室の

設置などを行う際に、その費用の一部助成の申請受付をスタートさせるなどの対策もとられているところであります。

当市においてのこの受動喫煙防止対策についての取り組みについて、また今後の方針についても伺いをいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 受動喫煙防止対策についてお答えいたします。

我が国の受動喫煙防止対策は、平成12年に策定されました「健康日本21」において、目標の1つとして取り組んでいるほか、平成15年から施行されている健康増進法第25条に基づき推進を図っているところでございます。

このような状況を受け、牛久市では、平成16年に「牛久市環境美化の推進に関する条例」において、歩行中の喫煙や、吸い殻の投げ捨て防止等の喫煙者の責務を定めております。

また、平成18年に、健康増進計画である「うしく健康プラン21」を策定し、受動喫煙防止対策として、商工会の協力をいただき「空気もきれいなお店」認証制度を導入し、たばこを吸わない方や子供連れの方が安心して入れる施設を推進しております。

認証した施設には、利用する方からもわかるように、「空気もきれいなお店ステッカー」を掲示するとともに、広報紙やホームページ等で周知しているところでございます。平成20年度当初は30施設が認証を受け、本年10月末現在では48施設にふえてきております。

また、近年相談を随時実施するとともに、マタニティークラスの中で、たばこの体への影響について講話を行い、夫婦一緒にたばこのない生活空間を考える場としております。

「うしく健康プラン21」の中間評価アンケートにおいて、平成17年と平成22年を比較すると、たばこを吸わない人の割合は74.3%から84.9%となり、10.6%上昇しております。また、受動喫煙については、自分以外の他人のたばこの煙を吸う機会があるかという設問に対し、「ほとんど毎日」と回答した方が32.3%から17.3%へと半減しており、関心の高まりとともに環境が整備されつつあることがうかがえるわけでございます。

今後の取り組みといたしまして、「空気もきれいなお店」の新しいパンフレットを今年度中に作成いたします。施設の紹介に加え、受動喫煙の害や禁煙相談等を掲載し、受動喫煙防止の周知を行ってまいります。

また、平成27年度においては、「うしく健康プラン21」の改訂に向けて、市民の皆様アンケート調査を実施し、たばこを取り巻く状況の把握を行い、受動喫煙防止対策について検討を行ってまいります。以上です。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 以上で、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（山越 守君） 以上で、尾野政子君の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問はこれまでに打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。御苦労さまでした。

午後4時51分延会

